

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

										＜参考＞ ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
負担金には様々なものがあるものは承知の上である。平成26年度の監査の結果でも、そこに配慮して、補助金類の性質のものは、どう留保をつけている。措置状況には、様々なものがあるから一律に要綱を定めるべきこととはしなかったとあるが、様々なものがあるから根拠規定は必要ないということにはならない。法律がそうであるように、根拠規定というものは様々なものがあることを前提として、一般的に共通することを規定するものである。そもそも、補助金等ガイドラインは、補助金等の見直しのために作られたものであって、根拠規定になりかわるものではない。規則レベルにおいて、補助金、負担金、交付金のすべてについて定めるべきことを定め、各々の負担金や交付金についても、交付要綱を作成するようにすべきである。もちろん、負担金や交付金については、法令や契約等に基づくものもあることから、そういったものについては、例外規定を設けて対応すればよい。この例外規定を考える過程において、負担金や交付金についての見直しも行うことができる。	指摘	交付金・負担金について中核市の規定を調査した。令和6年度中に補助金等交付規則の適用範囲を整理し、交付金・負担金の現状を調査する。その結果を踏まえ令和7年度中に規則における根拠規定を整理し、ガイドラインを更新する予定である。	△	財政部	行財政改革課	95	H23	補助金に類似した性格でありながら、特段の定めがない交付金・負担金についても「岐阜市補助金等交付規則」に準じた定めを検討する必要がある。交付金については「補助金等適正化法」の定めに基づき補助金と同様に「岐阜市補助金等交付規則」の規制対象に含めることも考えられる。現在も「岐阜市補助金等交付規則」第2条に規定する「その他相当の反対給付を受けない給付金」に該当すると判断される場合は「岐阜市補助金等交付規則」の規制を受けることになっていないため、補助金と一体として規制対象とすることは可能であろう。仮に、性格が異なるために、補助金と一体として規制することが困難と判断される場合は、別の規程を設ける等の方法を検討することも必要であろう。負担金については、交付金に比べ性格が種々に及び「岐阜市補助金等交付規則」において規制することは困難な面があると判断される。その場合には、負担金の内容により区分し、それぞれに応じた別々の規制となることも現実的な対応としては必要なことであろう。いずれにしても、現在の規制する規程等がない状態は早急に改善されるべきである。補助金に関する規程等の整備と同時に、バランスを取りながら交付金、負担金に関する関係規程等も一体で整備を行い、個別の判断・解釈によるだけで規制がない項目になりうるような状態は改善する必要がある(指摘)。	R3	様々な種類の負担金があることから、補助金等交付規則において、一律に要綱を定めるべきことを記載することは実施しなかった。なお、新たに、補助金の交付要綱において定めるべき事項を、補助金等ガイドラインに記載し、各補助金交付要綱においてその旨を記載するよう全庁へ通知した。	
他の中核市が導入していないから、導入しないことが適切になるわけではない。措置状況にある「補助事業への影響を考慮する必要がある」というのは、意味がよくわからない。導入しないことが適切であるといえる理由は見当たらない。申請書に暴力団排除条項を設けたり、誓約書も併せて提出させたりするのは、暴力団排除の抑止効果を持たせることや詐欺罪の立証に有用であるからである。交付決定書に交付規則の遵守を交付の条件に明記しても、これらの有用性は代替できない。暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。	指摘	他都市の記載状況を調査した。令和6年度中に行政部と協議し、他の申請と統一した対応が必要であるか検討する。その結果を踏まえ、必要な改正を実施する予定である。	△	財政部	行財政改革課	100	H26	暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである(指摘)。	H30	暴力団排除条項を導入した申請書を用いているのは、中核市54市中、2市であった。加えて、本市の補助金申請件数は年間数千件に及ぶことから、補助事業への影響も考慮する必要がある。また、補助金交付決定通知書の様式において、交付の条件として補助金交付規則の遵守及び補助金の取り消しや返還について明記していることから、暴力団排除条項を導入した申請書とする必要はないと考える。	
地方税法上、市は、事業者に特別徴収による徴収をさせなければならない。岐阜市税条例第42条の6は、この法律上の義務を免除するものである。まずもって、かかる規定が地方税法上のどこに根拠があるのかを明らかにしなければならない。その上で、同条第1号から第7号までの規定は、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。包括条項である同条第8号については、法律による行政及び明確性の見地から、これを削除するか、「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準を明文化する必要がある。「特別徴収義務者の指定の取消基準」という文書に記載されている事項についても、地方税法に反しないかどうかを確認すべきである。	指摘	市税条例第42条の6は条例制定時より規定されていたものの、他の自治体の市税条例をいくつか調査したところ、本市条例のように、特別徴収義務者の指定の取消しを規定しているものは見当たらなかった。現行、市税条例第42条の6は適用しておらず、地方税法上の根拠も認められないことから、令和6年度中に、当該条文を岐阜市税条例から削除する改正を予定している。	△	財政部	市民税課	190	H28	岐阜市税条例第42条の6第1項第1号から第8号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応願末 について」と題する書面には、岐阜市税条例第 42 条の6の第何号により、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載されていない。ヒアリングによると、平成27年度は、1,401 件中27件について、同条例第42条の6第1項第8号「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」に該当するとのことであった。第8号の「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない。岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである(指摘)。	H30	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討を行い、その判断する基準を定めた。	
市には条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針が定められていないことから、何は条例及び規則で定めるべきか、何は要綱等の内規で定めれば足りるかが明確にされていない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。かかる方針においては、原則として規則で定めるものとして、「条例に基づく手続等に関するもの」「市民に一定の作為を求めるもの」を掲げている。このような基本的な方針がないと、本来は条例及び規則で定めるべき事項であるにもかかわらず、内部の運用に関するものであるとして、市長決裁ではなく部長決裁で足りる要綱等の内規で定めるということもされかねない。特別徴収義務者の指定を取り消すということは、市にとっては地方税法及び岐阜市税条例上の義務を免除するものであり、納税義務者にとっては普通徴収に切り替えられるというものであるから、同条第8号の「必要があると認めるとき」に該当するか否かの明確な基準は、規則で定めることが望ましい。	意見	現行、市税条例第42条の6は適用しておらず、地方税法上の根拠も認められないことから、令和6年度中に、当該条文を岐阜市税条例から削除する改正を予定している。	△	財政部	市民税課	190	H28	岐阜市税条例第42条の6第1項第1号から第8号では、特別徴収義務者の指定の取消理由が定められている。「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応願末 について」と題する書面には、岐阜市税条例第 42 条の6の第何号により、特別徴収義務者の指定の取消をしたのか記載されていない。ヒアリングによると、平成27年度は、1,401 件中27件について、同条例第42条の6第1項第8号「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」に該当するとのことであった。第8号の「前各号に掲げるもののほか、必要があると認めるとき」について、具体的な基準が定められていない。岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである(指摘)。	H30	指定の取消の必要があると認める場合の該当性について検討を行い、その判断する基準を定めた。	
議事録は全文作成すべきである。ここでの議事録の意味は、会話を記録することではなく、市が、どのような根拠をもって特別徴収義務者の指定取消を決定したのかを明確にしておくことである。どのような事実をもって、「必要があると認めるときに該当する(定めた基準に該当する)」と判断したのか、どのような事実をもって、「納入金の徴収を完了することができる」と認められる」と判断したのか、思考過程を明快かつ説得的に記載すべきである。	指摘	監査の指摘は、特別徴収義務者の指定の取消にあたり、根拠を明確にするため議事録を作成すべきとの指摘であったが、現状、指定取消は実施しておらず、その規定である、市税条例第42条の6については地方税法上の根拠も認められないことから、令和6年度中に、当該条文を岐阜市税条例から削除する改正を予定している。	△	財政部	市民税課	192	H28	書類回付ではなく、実際に、合議して、特別徴収義務者の指定の取消を決定すべきである。また、合議の内容を議事録として記録に残すべきである。	H30	特別徴収指定後の指定の取消は、書類回付ではなく、実際の合議により決定し、その合議の内容を議事録として記録に残すことに決定した。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
そもそも、本税完納時に確定した延滞金を測定しない事務に問題があると考え、監査の結果は、期別ごとの本税完納時に測定できるはずの延滞金を入金時点にしか測定していない現状の事務について、岐阜市会計規則第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しないことから、市の考えでは規則違反とならずとして、事務負担に配慮して、適法となるような根拠づけをするよう求めている。これに対する措置状況は、岐阜市会計規則第33条の規定により事後測定の要件を満たしているというだけで、第33条の何号に該当すると判断したのかすら明かされていない、もし、現状の事後測定を改めないのであれば、第5号の「事前に測定が困難と認められるもの」に該当すると認められるしか適法性を根拠づけることはできないが、本税完納時に確定した延滞金を測停が困難であるとは認められないと考え、延滞金の入金時にしか測定をしない事務を改め、本税完納時に確定した延滞金を測定する事務運用にすべきである。	指摘	市税の滞納管理(本税、延滞金)は、一人の滞納者について複数の税目・年度・期別のデータに分かれ、確定延滞金と未確定延滞金が混在している。そのため、滞納・納付件数が膨大であり、確定延滞金を職員のマンパワーで個別測定することは困難である。 全国で標準化される税システムにおいて、確定延滞金を集計する機能が含まれていることが判明したため、令和8年1月の稼働後すみやかに、確定延滞金に係る事前測定を実施できるよう、本市システムの改修経費や他都市の測定事務等を調査の上準備を進める。	△	財政部	納税課	219	H28	延滞金は、期別ごとに本税を完納した際に確定するため、期別ごとの本税完納時に測定できるはずである。しかし、延滞金の入金時点で測定しており、事後測定となっている。ヒアリングによると、事後測定の根拠として、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」に該当すると考えているようである。また、延滞金について、期別ごとに金額が確定するたびに測定をすることは、事務処理の負担が大きく、困難であるとのことであった。 期別ごとに、本税を完納した時点で、期別ごとの延滞金が確定することから、第33条第4号の「事実が発生しなければ金額が確定しないもの」には該当しない。また、事後測定の結果、決算書上、延滞金は未収金が0円と表示されるため、決算書上、実態を正確に表示していないこととなる(100%回収していることになる)。事務処理上の負担も考慮して、延滞金の測定を事後測定するのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。 ③岐阜市会計規則第33条第5号「前各号に掲げるもののほか、事前に測定が困難と認められるもので会計管理者に合議して市長が決定したもの」など、事後測定の要件を満たしていることを確認すべきである(指摘)。	R3	①②について 市税に係る滞納件数は膨大であり、状況把握にはシステムによる集計が必要となる。税基幹システムにより、督促手数料及び延滞金の確定額は随時把握しているものの、発生額は現行システムでは改修による対応も不能。2025年度までに導入予定の全国標準システムにおいても仕様がない。(R3.8総務省公表)未収金については、個々の債務者の的確な状況把握及び管理職等によるチェックにより、少額延滞金であっても徴収に努め、適正な債権管理を実施していく。 ③について 岐阜市会計規則第33条の規定により事後測定の要件を満たしている。
滞納処分をしようとする場合だけでなく、全ての場合において、相続人に対する請求を行うべきである。事務負担の問題があるとするれば、少額の場合は除くといった例外基準を設けた上で、適切に遂行すべきである。	指摘	地方税法の規定に基づき、以下の対応を実施した。 ・滞納処分をしようとする場合は、相続人を調査し、各相続人に対し納税義務承継通知書を送付のうえ、相続分に応じた請求を行った。 ・相続人調査の上、職権で相続人を納税義務者とし請求を行った。 ・令和6年4月から、新たに死亡した者の親族に対し「現所有者申告書」を送付し、申告に基づき相続人を納税義務者とし請求を行う。	○	財政部	納税課	224	H28	相続人に対する請求については、納税通知書の送付先を相続人からの届出により登録し、送付をしているため、相続案件の件数、金額の把握をしていない。そのため、相続人調査が不十分のまま、消滅時効により、不納欠損となる事例があるとのことであった。人員配置の関係から、全ての相続案件について相続人調査をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、全く相続人調査をしないまま、消滅時効により不納欠損するという事務処理は、不適切である。滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである(指摘)。	H29	固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件を中心に着手した。
他の複数の課でも、相続人を調査するだけの人員が不足しているとの意見があった。人員が不足しているという意見は理解できなくもないが、それで免責されることはならない。各課においてそれぞれ相続人調査、情報収集、手続きを行っている現状を見直し、死亡時の相続人代表者届の共通化、相続人調査の一元化など相続人に対する請求を効率的に行えるような全庁的な体制を作ることが望ましい。	意見	①代表相続人指定届の統一様式の作成 【措置を講じる目標年度】令和6年度 【具体的な取り組み】様式案を作成し、令和6年3月28日税務各課で協議令和6年度、新様式及び運用手順書を施行予定。 ②相続人調査情報の共有 【措置年度】令和5年度 【具体的な取り組み】基幹システム(住民情報系)を使用する税や福祉などの25部署に対し、次の取り扱いを周知の上、対応を統一した。 (1)相続人調査を行った場合、システムのメモ機能を活用し、相続人調査の完了等について記録することで、他部署が確認が可。 (2)相続人調査資料は、調査を行った部署の文書保存年限に合わせて保存。 (3)相続人調査資料を閲覧したい部署は、(2)の部署 に対し、閲覧できる根拠を示した上閲覧する。	△	財政部	納税課	224	H28	相続人に対する請求については、納税通知書の送付先を相続人からの届出により登録し、送付をしているため、相続案件の件数、金額の把握をしていない。そのため、相続人調査が不十分のまま、消滅時効により、不納欠損となる事例があるとのことであった。人員配置の関係から、全ての相続案件について相続人調査をすることができないという実情は理解できなくもない。しかし、全く相続人調査をしないまま、消滅時効により不納欠損するという事務処理は、不適切である。滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである(指摘)。	H29	固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件を中心に着手した。
条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである。	指摘	条例等で私債権の督促状の発付時期を定めていることについて、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	△	財政部	納税課	230	H28	岐阜市の私債権については、特別の定めなき限り、岐阜市債権取扱規則第2条「履行の督促は督促状を債務者に送付することにより行うものとする」という規定が適用される。しかしながら、同規則では、督促状の発付時期について定めていない。 監査の結果、担当課により、督促の時期はまちまちであった。 私債権の督促は、回収措置の前提となり、また、時効中断の効力が生じる(地方自治法第236条第4項)という点でも、極めて重要な事務であり、条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである(指摘)。公債権にかかる市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日以内」参照。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。
地方自治法施行令第171条の2に基づいてとらなければならない措置は、支払督促に限られない。支払督促手続マニュアルだけでは、支払督促をするかどうかを検討する場合にしか参照されない。これでは、地方自治法施行令第171条の2が遵守されていない実態が変わらない。債権管理条例において、地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の規定を定め、債権管理条例施行規則において、「相当の期間」に関する定めを設けるべきである。例えば、浜松市は、そのように定めている。債権取扱規則で定めれば手数料に関する事項については条例でこれを定めなければならないとしていること、市民にとってみれば、督促を受けた後どれくらいの期間履行しなかった場合に強制的な措置が取られるのかを示すものであることからすれば、規則ではなく、条例及び条例施行規則で定めるべきである。なお、北九州市の「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」では、「地方自治法において条例で定める旨規定されているものは必ず条例で定めるものとし」、「金銭の徴収を行うもの」は原則として条例で定めるものとしている。また、債権取扱事務要領などの内規において、「その他特別の事情があると認める場合」に関する例示を記載すべきである。	指摘	条例等で地方自治法施行令第171条の2と同趣旨の定めを設けていること、「相当の期間」に関する定めを設けていることについて、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	△	財政部	納税課	231	H28	地方自治法施行令第171条の2の規定によれば、督促後相当期間経過後に履行がない場合には、原則として強制執行等の手続をとることが義務とされているにもかかわらず、岐阜市の債権事務においては、強制執行等の手続の利用が十分になれていない状況であった。 保証人がいても保証人が請求していない事例、担保権を行使していない事例などがあった。 地方自治法施行令第171条の2(強制執行等)規定の「相当の期間を経過してもなお履行されないとき」という要件につき、条例等の根拠にて「相当の期間」を明確にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、内規等にて、具体的事由を例示するなどして該当する場合を明確にすべきである。 前者の「相当の期間」とは、債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであり、認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することなくように配慮する必要がある(新版逐条地方自治法第8次改訂版松本英昭著学論書厚1,005頁)。6ヶ月～1年など具体的な期間を設定することが必要である。なお、当然ではあるが、ここで述べているのは、あくまで「限度」であって、事務執行にあたり、一律にその期間にすべきと述べているのではない。個別債権によってその時期を早めることを妨げるものではない。後者の「その他特別の事情があると認める場合」とは、債権放棄が見込まれる場合など法的措置を執らないことに合理的な理由がある場合を指すと考えられる。執行停止、履行延期の特約等の措置を採る場合でなくとも、事実上強制執行手続をとる必要がなくなるという意味で重要な要素である。債権取扱課が利用できるようにするためには、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要がある(指摘)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準を設けるにあたり、「相当の期間」についても協議のうえ、明確にした。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
支払督促の申立ては、訴えの提起(地方自治法第96条第1項第12号)に含まれないとしても、異議申立てがなされて訴えの提起があったものとみなされる場合においては、議会の議決を経なければならない。議会の議決が遅やかに得られるとは思えない。強制執行等の手続利用の促進のため、少なくとも、多くの自治体で専決処分として定められている、支払督促や少額訴訟などについて、専決処分として定めることが望ましい。	指摘	支払督促又は少額訴訟について、異議申立てがなされて訴えの提起があった場合を含め、専決処分として定めていることについて、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	△	財政部	納税課	233	H28	訴えの提起(民事訴訟法第133条)のほか、支払督促(同法第383条)、即決和解(同法第275条)など様々な手段がある。訴訟手続は、債権回収において有効な手続であり、利用が要請される場合が多くある。しかしながら、訴訟手続による履行請求をする際には議会の議決が必要となる(地方自治法第96条第1項第12号)(ただし、岐阜市には、地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項(昭和51年10月1日市議会議決改正平成12年4月1日)が存在し、市営住宅などの訴えの提起、和解及び調停などが専決処分事項とされている)強制執行等の手続利用の促進という観点からは、少なくとも、一定の手段については、条例等の事務根拠にて、地方自治法第180条第1項の専決処分として定めることを検討することが望ましい(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「支払督促」の基準について策定を行った。	
「相当の期間」及び徴収停止後の措置(特に債権放棄)については、債務者の法的地位の安定、法律による行政、事務手続根拠・基準の明確化の観点から、債権管理条例施行規則で定めることが望ましい。その前提として、徴収停止の定めを債権管理条例に定めることが望ましい。	意見	地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止に係る「履行期限後相当の期間」や徴収停止後の措置について、強制執行等との均衡なども踏まえ検討する必要があること、また事務手続の根拠となる例規の適切であり方等について検討するため、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	△	財政部	納税課	234	H28	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのヒアリングにおいて、かかる手続の存在を知らせると、その必要性を複数聞いたが、これまで利用したことがなく、どのように手続をしてよいか分からないとのことであった。債権の回収を尽くしても回収の見込みが立たない場合は少なくないと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるかが問題になる。他方で、債権回収措置を講じないことが「怠る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要もある(地方自治法第242条)。そこで、条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。まず、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間」との均衡も考慮して、期間を決定する必要がある。この点、名古屋市債権管理条例施行細則第7条では、1年を超えない期間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。また、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき(1号)」「その他これに類するとき(2号)」、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき(3号)」という要件については、債権取扱課が事務処理の根拠・基準として利用することができるものとすべく、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要がある。1号、2号関係については、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差し押さえることができる財産がないときのほか、財産があっても強制執行の措置を採ることが経済的合理性に欠ける場合を指すと考えられる。「その他これに類するとき」とは、債務者の所在不明と同様に扱うことが可能な場合(債務者死亡事案で相続人のあることが明らかでない、債務者が外国にいて帰国の見込みがないなど)を指すと考えられる(自治体のための債権管理マニュアル東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編57頁)。3号関係については、一定の目安を定めることはありうる。「取立てに要する費用」をどこまで見るかにより「少額」を検討することとなる。訴訟費用(印紙代、郵券)、弁護士費用、強制執行費用などどこまで含むと考えるかによる(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。	
徴収停止の基準により、各課で徴収停止の判断は可能になったと思われる。今後、実際に、この基準を適用して、徴収停止を行うか、徴収停止を行わずに強制執行等の手続を行うかのいずれかが履践されることによって、地方自治法施行令第171条の2を遵守した適正な債権管理が行われているかどうかを確認することが望ましい。	意見	市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において、地方自治法施行令第171条の2に基づく強制執行等の状況を各課に照会し、適正な債権管理が行われていることを確認した。また、研修の開催や債権回収の取り組み事例の紹介など、各課において適正な債権管理を行うための情報提供を行った。	○	財政部	納税課	234	H28	監査の限り、非強制徴収公債権及び私債権については、徴収停止手続が利用された形跡は見当たらなかった。担当課職員とのヒアリングにおいて、かかる手続の存在を知らせると、その必要性を複数聞いたが、これまで利用したことがなく、どのように手続をしてよいか分からないとのことであった。債権の回収を尽くしても回収の見込みが立たない場合は少なくないと思われる。その場合、債権回収措置を講じ続けることが有効性、経済性、効率性の見地から相当といえるかが問題になる。他方で、債権回収措置を講じないことが「怠る事実」として住民監査の対象とならないようにする必要もある(地方自治法第242条)。そこで、条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。まず、「相当の期間を経過」については、強制執行等の「相当の期間」との均衡も考慮して、期間を決定する必要がある。この点、名古屋市債権管理条例施行細則第7条では、1年を超えない期間とし、限度としては強制執行等の「相当の期間」と同一としていることが参考になる。また、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき(1号)」「その他これに類するとき(2号)」、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき(3号)」という要件については、債権取扱課が事務処理の根拠・基準として利用することができるものとすべく、具体的にどのような場合を指すのかを検討し、内規等で明確化する必要がある。1号、2号関係については、「差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」とは、差し押さえることができる財産がないときのほか、財産があっても強制執行の措置を採ることが経済的合理性に欠ける場合を指すと考えられる。「その他これに類するとき」とは、債務者の所在不明と同様に扱うことが可能な場合(債務者死亡事案で相続人のあることが明らかでない、債務者が外国にいて帰国の見込みがないなど)を指すと考えられる(自治体のための債権管理マニュアル東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編57頁)。3号関係については、一定の目安を定めることはありうる。「取立てに要する費用」をどこまで見るかにより「少額」を検討することとなる。訴訟費用(印紙代、郵券)、弁護士費用、強制執行費用などどこまで含むと考えるかによる(意見)。	H29	行政課のリーガルチェック制度を活用し、「徴収停止」の基準について策定を行った。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
基本方針や内規と条例及び規則の法形式の違いは重要であると考え、債権に関することは、市民の権利義務に関わることから、行政の方針に定めるようなことではない、条例で定めるべきことは岐阜市債権管理条例に、条例施行規則で定めるべきことは岐阜市債権管理条例施行規則に、規則で定めるべきことは岐阜市債権取扱規則に、各々の条例及び規則に適切な定めを設け、事務根拠を条例及び規則に一元化すべきである。	指摘	債権管理に係る事務根拠の条例等の整理状況について、他都市の対応状況についての調査を令和5年12月に実施した。 令和6年度においては、調査結果をもとに、市の債権の適正な管理を目的として設置されている債権管理調整会議において今後の対応を協議し決定する。	△	財政部	納税課	236	H28	岐阜市債権管理条例においては、債権回収に向けた措置、回収緩和措置などに関する具体的規定が存在しない。その前提となる徴収計画や管理の土台となる台帳の整備などの規定も存在しない。他方、昭和39年4月1日に制定された岐阜市債権取扱規則においては、具体的規定が存在している。 条例と規則のそれぞれ別に定めがあったとしても、担当職員が、自らの事務にかかる適用根拠を的確に認識し、遵守していれば問題はないといえる。しかしながら、地方自治法、同施行令、それを受けた岐阜市債権取扱規則が遵守されていないケースが多く見られたのである。 確かに、自治体の債権管理条例においては、岐阜市のように債権放棄の規定を主とする条例と、それだけではなく地方自治法施行令第171条以下に規定される債権回収措置等についても盛り込む条例がある。どこまでの規定を盛り込むかは、自治体の判断による。しかしながら、本監査における個別債権の検証で明らかとなった事務実態の課題を踏まえると、議会の議決が必要な条例のレベルで、徴収計画に始まり、督促、回収から消滅に至るまでの事務根拠を盛り込むことが必要ではないかと考える。職員の法令遵守の意識が高まる効果が期待され、また、根拠が一元化されていけば、全庁的に統一した適正な債権事務が可能になる。条例制定にかかる決裁資料において、条例制定後の課題として、条例等の見直しを定期的に行う必要があると考えられていたこともある。本監査を契機として、岐阜市債権管理条例の見直しを検討すべきである(指摘)。 仮に、岐阜市において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権にかかる事務根拠一切を統一的に整理した上で(例えば「別に定め」などが何を指すのかなどの整理)、現場が混乱なく根拠を的確に適用し、適正に実施することに責任を持つべきである。各自治体の条例において様々な工夫がなされているが、監査人が参考になると考えた条例の一つとして、明石市債権の管理に関する条例があるので、ここで紹介する。同条例は、債権に関する事務全般を基本的に網羅している。監査人は、岐阜市の債権管理条例には、明石市債権の管理に関する条例に規定されているような事項を盛り込むことが相当であると考えている。	H29	「岐阜市債権管理及び回収に関する基本指針」にて、債権の発生から消滅にかかる一連の事務について記載をし、債権管理担当課はもとより、全庁的に周知を行った。
依頼書の裏面の注意書きには「～である。」「～を行った。」など言い切りの形で記入することが記載されているものの、それでは十分ではないようである。措置状況報告書の記載のあり方について、各課に対する指導書の作成、研修の実施など事前の対策を実施するとともに、各課から提出があった措置状況報告書を行政課で確認する際の確認事項書を作成すること、確認と協議をするための十分な時間の確保など十分な確認体制を整備することが望ましい。	意見	措置状況の記載のあり方について、措置状況の記入に際しての注意点として、短期・中期・長期における具体的な取り組みの記載例を示すとともに、措置の取り方に関して注意すべき事項を全庁に向けて周知するなど、事前の対策を行った。 行政課での確認に際しても、全庁に周知した注意事項に即して、内容確認を行うとともに、担当課との協議においては具体的な記載について指導を徹底するなど、確認体制を整備した。	○	行政部	行政課	240	R4	検討する、努めるという意味表明のみで措置済としているものがあつた。しかも、実施する旨を表明していないがら、実施していなかったというものもあつた。		
市の住民自治基本条例は、行政運営の指針を定めた条項が存在しない。例えば、北九州市は、自治基本条例において、市は条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとするとし、市において、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を定めて公表している。ここにおいては、「必ず条例で定めるもの」「原則として条例で定めるもの」「必ず規則で定めるもの」「原則として規則で定めるもの」を明示されている。住民自治基本条例の中に、あるいはそれとは別に、行政運営の指針を定め、条例及び規則で定める事項を明示することが望ましい。	意見	それぞれ立法事実が異なったり、市民生活への関与度や強制力の有無、岐阜市の例規体系上の統一性等の観点から、さまざまな事情を考慮した上で決定するものであり、行政運営の指針として、住民自治基本条例に定めることは困難と考えている。 ただし、職員が適切に法形式を選択できるよう、令和6年度において「条例、規則等制定の手引き」を改正し、方針を示す。	△	行政部	行政課	240	R4	基準を定めるべきであるという指摘や意見に対して、要綱、内規、決裁といった形で定められるのがほとんどであった。内容によっては、条例や規則で定めるべきと考えられるものも、それを避けているように感じられた。		
負担金に分類したからといって、その支出が適正であるかどうかをチェックしなければならないことには変わりがない。「岐阜市補助金等ガイドライン」も、補助金に限っているのではなく、補助金、負担金、交付金を合わせて補助金等として、適正な運用と見直しを求めているのである。職員互助会への公金支出について、住民訴訟が提起された自治体もあり、住民側が勝訴した例もある。そもそも、市の補助金、負担金、交付金の分類そのものに、厳密な分類基準があるわけでもなく、形式的に分類を変えたからといって、実質的な扱いが異なるものでもない、このような形式的な取り方で実質的な問題への対応を避けるような考え方は不適切である。市からの助成金の使途を、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項として必要かつ有効といえるものに定め、実際にどのように使用されたのかを確認していくべきである。	指摘	令和6年度中を目途に本負担金が、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するためという目的に沿って、適正かつ有効に支出されるよう、具体的な補助対象事業、補助対象経費など、使途を明確にする交付要綱を定める予定である。	△	行政部	職員厚生課	50	R2	補助対象事業・経費を具体的に規定することで、補助金が充てられるべき経費が明確になり、補助金の残余金の有無が明確になるのみならず、テーマパークのチケット助成のように公金から補助する公益上の必要性を認め難い経費と補助対象経費の区別が明確になったり、補助金額を他事業、例えば給付事業に充てていないため各職員の源泉税の対象とならないことが明確になったりする。支出側、互助会双方にとって必要なことであると考え、具体的な補助対象事業、補助対象経費、補助率、補助の上限を定めるべきである。	R3	助成金の趣旨や他都市の状況等により、令和4年度以降の支出における予算科目を負担金に分類し、岐阜市補助金等ガイドラインで定めた加入団体負担金の支出ルールに沿った交付手続きをすることとしたため、実施しない。
規則に従い、建物の取得価額には、建築費又は見積価格を記載すべきである。	指摘	公有財産の適正管理の通知の中で、建物取得時に取得価額を登録するよう記載し、関係各課に周知した。取得価額未入力物件について、洗い出しを行い、担当課への依頼を実施中である。	○	行政部	管財課	156	H24	公有財産の金額情報は重要であるため、規則に従い、もれなく金額情報を記載すべきである(指摘)。	H26	公有財産台帳の金額情報について、新地方公会計の固定資産台帳の情報を活用して記載する方針を決定した。今後、具体的な記載(入力)作業の方法についての検証が終了次第、全庁に向けて指導する。
一般競争入札の対象とする設計金額を1億円以上に引き下げたものの、一般競争入札に付されたのは、3億円以上のものを除くと、年間5件以下にとどまっている。これでは、監査の結果の問題意識には応えたとはいえない。あくまでも一般競争入札が原則であること、設計金額が1億円未満のものすべてが「その性質又は目的が一般競争入札に適しない」とはいえないことは明らかであること、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、現在の岐阜市の要綱及び一般競争入札がほとんど行われていない実態は、適切とはいえない。例えば、同じ中核市である豊田市は、業務委託における一般競争入札等実施要領を設け、そこでは、設計金額が800万円を超える場合を一般競争入札の対象としており、岐阜市の実態とはかけ離れている。なお、豊田市は、特定の業務については800万円以下の場合でも一般競争入札の対象としている。他の中核市をはじめとする地方自治体の実情も踏まえ、より多く業務委託に一般競争入札が導入されるよう、要綱を改正すべきである。	指摘	令和5年度は、岐阜市建設工事等業者選定委員会に付議し、指名競争入札として実施している設計金額4,500万円以上の委託業務のうち、「法令等に基づく資格」や「業務実績」が必要な案件について、試行的に一般競争入札を実施した。令和6年度は、「法令等に基づく資格」や「業務実績」が必要かどうかを問わず、設計金額4,500万円以上に試行対象を拡大し、引き続き一般競争入札の拡大の検討を行う。	△	行政部	契約課	9	H16	岐阜市一般競争入札等実施要綱によれば、3億円以上の契約は一般競争入札によることができることであるが、委託では3億円を超えるものはないため、実質的には委託では一般競争入札は行なわれていないといえる。一般競争入札は必ずしも適切でない業者が入札に参加する可能性がある。確かにこの危険性は否定できないが、公平な入札の実施及び経済的に効率的な委託契約締結の達成という観点からは、現在の一般競争入札の要件(3億円以上)の金額を引き下げる等により、多額の委託については一般競争入札の導入も検討する必要があると考えられる(意見)。	H20	対象金額を設計金額3億円以上から1億円以上に下げた。中学校給食調理業務委託については、設計金額が1億円未満であったが公募型指名競争により実施した。また、設計金額に関わらず、建築設計業務委託、システム開発業務委託等について、金額のみではなく業者の技術提案、考え方、保守管理費用等も勘案して総合的に業者を選定するプロポーザル方式の導入を推進している。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
市と受注者との間の契約における解除条件を適用するためには、受注者が知りながら再委託業者と契約したことが立証できなければならないが、それは容易なことではない。市と受注者との間の契約に解除条件があるというだけでは、再委託業者に暴力団等反社会的勢力が入り込むことを防ぐ効果は弱い、岐阜県暴力団排除条例では、事業者は書面により契約を締結する際は暴力団排除条件を定めるよう努めなければならないとされており、市が受注者に対して、再委託業者との間で暴力団排除条件を導入した契約書を締結するよう求めることは、条例の趣旨に沿ったものであり、それを躊躇する必要はない。加えて、誓約書を提出させることは、より暴力団排除の抑止効果がある。再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条件を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである。	指摘	再委託業者による暴力団員等ではないことの誓約書の提出方法等について、他都市照会の結果を踏まえ、担当課から意見を徴取り、課題を洗い出した。令和6年度は、誓約書の提出方法等を整理した上で、岐阜市入札監視委員会(外部)において委員から意見を聴取するなど、令和7年度の誓約書の提出に向けて具体的に検討を進めていく。	△	行政部	契約課	19	H26	再委託業者による暴力団等ではないことの誓約(暴力団排除条件を導入した契約書への署名押印)があることを、再委託承認の条件とすべきである(指摘)。	H27	契約約款において、市が何ら催告を要せず契約解除出来る場合として、「受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。」と規定されており、別途、誓約書を徴取する必要はないと考える。	
平成19年度の監査の結果のとおり、岐阜城郭の収支データを把握するだけでなく、その財務分析を行い、それに基づいて入場料の価格設定や費用の削減を図るべきである。	指摘	今後予定している耐震化工事や展示リニューアルを踏まえ、リニューアルオープンまでに入場料の見直しを検討する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	26	H19	岐阜市は城郭収入について、入場者数や収支状況の年度推移を把握しているが、これらのデータを活用した比較分析は行っていない。収支状況を改善していくためには、毎年の収入・支出を比較分析することによって収入を最大化し、無駄な費用を削減する活動が不可欠である。収支データを活用して財務分析を行い、入場料の価格設定や無駄な費用の削減を活かすべきである(監査の結果)。	H25	お客様のご要望やイベントの開催状況、岐阜城に関わる民間企業との協議によって、開催日を設定しており、毎年1万人程度の入場客数がある。パノラマ夜景開催時は、圧倒的に大人の入場者割合が多く、入場料収入額には貢献しているものと考ええる。今後も、継続的なアンケート調査の実施により、効率的な開催期間等の設定を行っていく。	
城郭入場料がコロナ禍前の水準に当然に戻る確証はなく、そもそも岐阜城というものの性質上、入場者を大きく増やすことは困難である。措置状況には、委託料・人件費の削減は利用者サービスの低下につながるため難しいと考えたと記載されていたが、具体的な根拠となる事実は見当たらなかった。措置状況報告に記載したとおり、継続的に全体的な経費削減に積極的に努めるべきである。	指摘	収入面は、R5年度の入場者数が昨年度を上回る結果となり、コロナ禍前を超える状況となった。協会が、運営管理業務において再委託している業務は、観光案内所における案内業務であり、当該業務の従事者には、英語を話せる者を配置するなどの条件を付していることから、再委託について承認しているところである。令和6年度中に、地域DMO候補法人による観光案内所の運営について観光コンベンション協会や関係団体と協議を行い、新たな運営形態について方向性を決める。	×	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	27	H19	城郭運営は概ね収支均衡の状態にあると推定できるが、平成9年の大改修における約3億円の資本的支出を考慮すると採算がとれていることにはならない。仮に50年で均等に回収するとした場合、毎年6百万円の収支黒字を計上しなければならない。そのため、入場者数増加に向けた施策のほか、委託料や報酬といった人件費の削減にも努力する必要がある(監査の結果)。	H27	平成19年度以降、岐阜城の入場者は総じて増加しており、平成25年度の入場者数は233,691人と、20年ぶりに23万人を超え、城郭入場料収入も増加している。また、平成26年度は、岐阜市内共通入場券事業に参画するなど、更なる入場者数の増加に向けた取り組みを行っている。現在の運営形態での委託料・人件費の削減は、利用者サービスの低下につながるため難しいと考えるが、これまで、負担金や使用料の削減などに取り組んできており、今後も継続的に全体の経費削減に努める。	
他都市の状況を知ることの良いが、それは参考情報に過ぎない。観光コンベンション協会の会員には様々な団体などが名を連ねているが、当該会員は、実際にどのような活動をしているのであろうか。一者随意契約理由として、当該財団法人しか業務を遂行できないとしているが、当該財団法人が受託業務を再委託していることについては、どのように考えるのであろうか。市として、どのように検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的なかつ説得的な内容の記録を作成すべきである。	指摘	観光案内所では、観光客に対して、公平かつ最新の情報の提供が求められるため、案内所の運営管理においては、周辺地方公共団体及び各種団体が持つ観光情報を公平に万遍なく集約でき、観光情報の受入態勢を構築している必要がある。現状、当該機能を有するのは、観光コンベンション協会のみである。協会が、運営管理業務において再委託している業務は、観光案内所における案内業務であり、当該業務の従事者には、英語を話せる者を配置するなどの条件を付していることから、再委託について承認しているところである。令和6年度中に、地域DMO候補法人による観光案内所の運営について観光コンベンション協会や関係団体と協議を行い、新たな運営形態について方向性を決める。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	33	H26	「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、市が直営で運営する施設は1施設(2%)のみである。また、(公社)岐阜観光コンベンション協会と同様な営利を目的としない観光関係団体が運営主体となっている施設は46施設(87%)ある。また、当協会は、観光事業者3社からも出向を受けるなど、特定の偏った情報ではなく公益性を担保した情報発信ができ、常に観光事業とコンベンション事業のノウハウや最新情報・資料を有しているのは、岐阜観光コンベンション協会しかないため、随意契約することは適切であると考える。	
他都市の状況を知ることの良いが、それは参考情報に過ぎない。市として、どのように検証し、どのような根拠で結論を導き出したのか、具体的なかつ説得的な内容の記録を作成すべきである。	指摘	令和6年度に地域DMO候補法人による観光案内所の運営について観光コンベンション協会と協議を行い、新たな運営形態を検討する予定である。その際の意思決定過程については、記録を作成していく。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	35	H26	委託料の積算をするに際しては、他の自治体における同種業務との比較をするなど、様々な角度から、検証すべきである(指摘)。	R3	観光案内所に関する他都市照会調査を行った結果、回答施設数(53施設)のうち、運営経費が5,000千円以下が6施設(11%)、10,000千円以下が11施設(21%)、15,000千円以下が10施設(19%)、20,000千円以下が11施設(21%)、20,000千円以上が15施設(28%)である。本市の委託料は13,339千円であり過度に高額とは言えず、委託料の積算においては市場の動向を反映させており、近年人件費単価が上昇傾向であるが適切であると考える。	
令和4年度の前算作成時の負担金の算定方法は、対象経費を選定し、各事業の経費ごとに負担割合を乗じている点において、評価できるものである。しかし、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由が明確でないこと、結果として負担金額合計が過去の金額とそれほど変わっていないことから、単なる数字合わせをしているだけではないか、だとすれば無駄な作業をしているだけになってしまうのではないかと捉えられかねない。説明責任、透明化の観点から、対象経費の選定基準や理由、負担割合の設定基準や理由を明確にすることが望ましい。	意見	令和5年度は市と協会における事業分担の見直し・統合により、一部の対象経費及び負担割合の整理を行った。また、令和5年度に協会が地域DMO候補法人登録申請を行い、令和6年度以降、これに伴う抜本的な事業精査を予定していることから、この進捗に合わせ引き続き負担金額決定プロセスの明確化に努め、令和6年度末までを目途に実施する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	36	H23	様々な事業の積み上げで算定された金額であるため、本来は、各事業内容を精査した上で、負担金額を決定すべきである(指摘)。	R3	令和4年度前算作成時より、負担金額決定プロセスを記録し、資料として残す。	
『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化はせずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふし未来地図』も見直されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年以内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。	意見	観光ビジョンは2020年度から2029年度までの10か年計画とし、アクションプランは5年目に見直すこととしている。新型コロナウイルスの感染拡大に関する環境変化への対応は重点アクションプラン内で行うこととし、関係者の意見も踏まえつつ令和6年度に見直しを行う予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向かうのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきた。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会と組織するプロジェクトチームで取り組む。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
『岐阜市観光ビジョン』の策定後、新型コロナウイルス感染症が拡大したため、課題や基本理念も変化するはずである。市によれば10年後の改定を目指しているとのことであるが、『ぎふし未来地図』も見直されたのであるから、より早く、少なくとも1、2年以内に『岐阜市観光ビジョン』も改定することが望ましい。	意見	観光ビジョンは2020年度から2029年度までの10か年計画と、アクションプランは5年目に見直すこととしている。新型コロナウイルスの感染拡大に関する環境変化への対応は重点アクションプラン内で行うこととし、関係者の意見も踏まえつつ令和6年度に見直しを行う予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきた。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会と組織するプロジェクトチームで取り組む。	
『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われていたが、『岐阜市観光ビジョン』の改定にあたってはもちろんのこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。	意見	DMO確立計画・申請書の作成にあたり、岐阜市観光ビジョンの策定に関わった観光関係者を中心に組織する「未来の岐阜ツーリズム会議」を開催し協議を行ってきた。今後は、観光ビジョン策定にかかる基礎資料収集のほか、事業実施の基礎データとするため、宿泊者数などの定数調査のほか、外国人観光客向け動向調査を行い、国内観光客についてはぎふ歴史遺産活用推進協議会の実施するアンケート調査を活用しつつ、未来の岐阜ツーリズム会議において継続的に情報共有を図っていく。	○	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきた。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会と組織するプロジェクトチームで取り組む。	
『岐阜市観光ビジョン』の策定にあたり、市民ワークショップの開催、主要観光・宿泊先へのアンケート、アドバイザーへの聞き取り等が行われていたが、『岐阜市観光ビジョン』の改定にあたってはもちろんのこと、改定後も継続的に行うことが望ましい。	意見	DMO確立計画・申請書の作成にあたり、岐阜市観光ビジョンの策定に関わった観光関係者を中心に組織する「未来の岐阜ツーリズム会議」を開催し協議を行ってきた。今後は、観光ビジョン策定にかかる基礎資料収集のほか、事業実施の基礎データとするため、宿泊者数などの定数調査のほか、外国人観光客向け動向調査を行い、国内観光客についてはぎふ歴史遺産活用推進協議会の実施するアンケート調査を活用しつつ、未来の岐阜ツーリズム会議において継続的に情報共有を図っていく。	○	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	38	H19	岐阜市が観光行政を行う上で、まず検討・整理しなくてはならないのは「観光」の定義を明確にすることである。本報告書では先述したとおり、政府観光政策審議会での定義を基礎に「観光」の範囲を特定してきた。この観光の定義及び観光の範囲については個々の行政団体によりその個性や実情を踏まえ、具体的に一律ではなくポリシーに基づいた定義が構築されて施策など議論されるものである。先述したとおり、岐阜市は産業の町であると同時に観光の町であるという漠然とした認識はあるものの、その「観光」としての定義及び位置づけが不明瞭であるがゆえに、その施策、予算、構想、実態分析などがすべて漠然としてしまい、単に目的が不明確な予算を消化している可能性も否定できない。今後は、観光行政の入り口ともいえる観光の定義を明確にし、その定義に基づく岐阜市の観光の範囲を明確にし、部署を超えた観光行政事業全体の規模等勘案し、構想及び施策を検討していく必要がある。	H23	観光は、地域の特性を探り、人的交流を通じて異文化との交流を進めることとされている。観光客は歴史文化に加え、町並みや日々の暮らし等との出会いを求めて観光に向向くのである。したがって、岐阜市固有の伝統、文化、自然を生かした魅力ある観光地づくりが必要不可欠である。また、観光には経済活動が伴うため、交流人口の拡大により地域経済を支えることも重要となってきた。平成23年度には、岐阜城跡として国史跡に指定された金華山一帯の観光地域資源を活かし、まちなか歩き・まちなか観光を組み合わせた岐阜市の観光振興策立案に向けて商工観光部、企画部、都市建設部、教育委員会と組織するプロジェクトチームで取り組む。	
平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、重点アクションプランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように課題が解決されるのか、どのように基本理念が達成されるのか、そのロジックを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。	意見	「観光行政」を取り巻く環境は日々変化しており、『観光ビジョン』策定後も、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う行動制限が求められるなど、大きな状況変化があった。このような中、観光行政の担い手である岐阜観光コンベンション協会のDMOに向けた取り組みのほか、本市においても、インバウンド推進室の設置など、計画策定時には想定していなかった状況に対し、対応してきたところである。今後次期ビジョン(令和12年度～)の作成に当たっては、目標及び、目標値の設定を検討したい。	×	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶴岡の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鶴岡」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶴岡」のみの指標ではなく、「鶴岡」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。	
平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」で示されたとする観光行政の指標、目標について、その後、どうなったのかという結果とその分析を踏まえた上で、『岐阜市観光ビジョン』の目標が設定されているとよかった。また、『岐阜市観光ビジョン』における現状と課題、基本理念、重点アクションプランと、目標値との関連性が弱い。当該目標値を達成することによって、どのように課題が解決されるのか、どのように基本理念が達成されるのか、そのロジックを意識して、市民に説明できるような目標及び目標値の設定をすることが望ましい。そうでなければ、立派な基本理念を立てただけで終わってしまう。	意見	「観光行政」を取り巻く環境は日々変化しており、『観光ビジョン』策定後も、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う行動制限が求められるなど、大きな状況変化があった。このような中、観光行政の担い手である岐阜観光コンベンション協会のDMOに向けた取り組みのほか、本市においても、インバウンド推進室の設置など、計画策定時には想定していなかった状況に対し、対応してきたところである。今後次期ビジョン(令和12年度～)の作成に当たっては、目標及び、目標値の設定を検討したい。	×	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶴岡の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鶴岡」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶴岡」のみの指標ではなく、「鶴岡」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。	
平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。	意見	「観光行政」を取り巻く環境は日々変化しており、『観光ビジョン』策定後も、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う行動制限が求められるなど、大きな状況変化があった。このような中、観光行政の担い手である岐阜観光コンベンション協会のDMOに向けた取り組みや、岐阜市役所においても、インバウンド推進室の設置など、計画策定時には想定していなかった状況に対し、対応してきたところである。令和6年度から観光振興検討委員会において進捗を管理し、公表していく予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶴岡の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鶴岡」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶴岡」のみの指標ではなく、「鶴岡」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。	
平成21年3月に作成された「産業振興ビジョン」の時もそうであったが、目標や指標を示すだけではなく、それが現在、どのように進んでいるのか、今年度はどのような結果であったのか、毎年、市民に進捗状況を公表することが望ましい。	意見	「観光行政」を取り巻く環境は日々変化しており、『観光ビジョン』策定後も、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う行動制限が求められるなど、大きな状況変化があった。このような中、観光行政の担い手である岐阜観光コンベンション協会のDMOに向けた取り組みや、岐阜市役所においても、インバウンド推進室の設置など、計画策定時には想定していなかった状況に対し、対応してきたところである。令和6年度から観光振興検討委員会において進捗を管理し、公表していく予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	42	H19	岐阜市では現在に至るまで明確な目標値を設定していなかった。「第一次総合計画」～「第四次総合計画」に至るまで漠然とした施策を打ち立てているものの明確な目標は立てておらず、各年度において次年度の予算を編成する時に鶴岡の来客数の予想人数を掲げているのみであった。岐阜市は、現在目標値としている「鶴岡」の人員については短期計画(予算編成)上の精度を向上させるために分析を行うとともに、短期目標ではなく概ね5年間の中期及び長期の目標を計算根拠とともに示す必要がある。また、「鶴岡」のみの指標ではなく、「鶴岡」を含めた岐阜市の総合的な指標を作成し、これらも計算根拠とともに公表することが必要である。	H20	平成21年3月に、商工観光部として「産業振興ビジョン」を作成し、今後の観光行政の指標、目標を示した。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
漠然とした綺麗な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。	指摘	観光事業の事業評価については、市での統計調査による評価のほか、観光地域づくり法人のマーケティング事業による分析などを参考に評価を行うこととし、令和6年度末までに地域DMO候補法人と連携して、より適切な評価指標に見直す予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	観光コンベンション課	44	H19	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調査は作成しているが形式的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。まず、第1に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数の自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち(サプライズ)で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。	H22	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。
漠然とした綺麗な基本理念や構想を掲げ、観光統計の数値を集めるだけでは、適正な事業評価はできない。観光事業の評価が難しいことは理解できるが、各事業について、目的と手段との具体的な関連性を意識した事業評価のルールを構築し、分析方法を確立すべきである。	指摘	観光事業の事業評価については、市での統計調査による評価のほか、観光地域づくり法人のマーケティング事業による分析などを参考に評価を行うこととし、令和6年度末までに地域DMO候補法人と連携して、より適切な評価指標に見直す予定である。	△	ぎふ魅力づくり推進部	ぎふ魅力づくり推進政策課	44	H19	岐阜市の各種観光事業及び観光施設の設置及び運営等について、事業評価調査は作成しているが形式的であり、適切な業績評価基準が存在しないのが現状である。従って、各種施設及び事業について存続または撤退の意思決定に資するルールを構築することが必要となる。ルールを構築するためには、以下のことに留意する必要がある。まず、第1に適正な業績評価ルールを構築することであり、第2に業績評価のための基礎資料となる各種事業目標指標と実績との分析作業を十分に行うことである。具体的には、無作為アンケートによる認知度の統計や利用経験の有無・利用回数の自己申告の集計なども指標に加えることも考えられる。利用者数等のデータについて、岐阜市は関係団体から一方的に報告をうけている場合が多いが、岐阜市職員も抜き打ち(サプライズ)で現場に赴き、関係団体の報告内容の信憑性を確認する方法もある。	H22	適切な事業評価基準づくりのための、目標指標、実績の分析に必要なデータ収集について、今年度実施している観光統計調査と岐阜公園入り込み客数調査の検証を踏まえ、今後も継続的にマーケティング調査等を実施していく。
補助金交付団体について、現状のような厳格な対象者要件を課してしまうと、実質的には、公益財団法人岐阜市国際交流協会にしか、本補助金は交付されない。そもそも、市は、補助金交付団体の公募していない。「外国人等が日本語を習得するための機会の確保及び環境の整備を図り、もって本市における多文化共生の推進に寄与するため」という補助金の目的からすれば、(1)のような公益法人に限定する必要はなく、また、(3)の要件は抽象的に過ぎる。実質的に変化のないような形だけの改正は適切ではない。公益財団法人岐阜市国際交流協会以外の団体も本補助金の交付の対象となるよう、交付要綱を改正し直した上で、補助金交付団体を公募すべきである。	指摘	令和6年度に、岐阜市多文化共生推進基本計画の改定を予定しているため、市としての日本語教育の在り方についても検討を行う。その結果を踏まえ、令和6年度末までに、指摘事項について、補助金要綱の改正などを含め判断する。	△	ぎふ魅力づくり推進部	国際課	53	R2	交付目的の正しい設定、同法人の実施する日本語講座事業のみを補助する必要性、合理性を明らかにした上で、同法人の実施する日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討するとともに、市が補助しなければ同法人が事業を実施できないのかどうかを検討し、それらの検討結果に基づいて、本補助金を継続する公益上の必要性があるといえるのか見直しを行い、その結果を書面で明らかにすべきである(指摘)。	R3	交付目的を正しく設定し、補助対象者の要件を定めるとともに、具体的な補助対象経費を記載するなどの交付要綱を改正した。また、現在補助をしている日本語講座の規模や内容、講師賃金や受講料の額の妥当性を検討し、本補助金を継続する公益上の必要性があることを書面で明らかにした。
昨今の中央卸売市場の状況を考えると、施設使用料を値上げすることも、値下げすることも困難という状況は理解し得る。しかし、問題は、施設使用料の算定式において、「変動項目」という個々具体的な状況に鑑みて算出する指数を用いながら、現実の運用として、個々具体的な状況をみることなく、定額定率の指数を漫然と維持してきたことにある。仮に、値上げをすることも、値下げをすることも困難であるということであれば、そもそも算定式を変えるか、あるいは、算定式通りに算出した上で、減免などによるいった対応をすべきである。	指摘	現在、売上高割使用料の適否や課金対象とする施設等について検討している。さらに、今後、再整備事業の事業規模や費用を反映させた算定式や改定基準等を策定し、新施設の供用開始に合わせて、新しい使用料を導入(目標:令和11年度)していく。	△	経済部	中央卸売市場	211	H18	施設使用料は硬直的であり、過去の改定は資本的支出が行われた際、当該施設の使用料が改定されることまでとまっている。施設使用料の算定式を構成する一般管理費は、算定後数年程度経過しても、大きくは変動しないと予想されるが、それ以上経過した場合にはコスト構造が変化すると考えらるべきである。よって、施設使用料の算定に一般管理費や売上高割使用料のような変動項目を用いる場合は、数年単位、例えば5年単位で積算し直し、定期的に施設使用料の改定を実施すべきである(指摘)。	H21	日本の経済環境が、昨年より急激に悪化し、市場を取り巻く経営環境が相当厳しくなっています。このような経済状況下で、施設使用料を直上げすると場内業者の経営を圧迫することになり事業継続に多大な影響を与えかねません。一方、施設使用料を直下げすることは、売上高割使用料が減少傾向にある現状では、市場の収益を圧迫することになります。以上のことを考慮し施設使用料の見直しを適切な時期に行うように努めます。
市場外取引に係る事務処理や駐車については、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。	指摘	現在、市場周辺の事務所や駐車場の賃借料についての調査を進めており、再整備事業の事業規模や費用が因り次第、周辺の相場を反映する施設使用料を導入(目標:令和11年度)していく。	△	経済部	中央卸売市場	212	H18	事務所使用料等が低廉に設定されているのは、市場関係者に対して良好な取引環境を提供することによって、円滑な取引活動を促すという趣旨であり、このこと自体には特に問題はない。しかし、平成16年の卸売市場法改正により、卸売業者及び仲卸業者は届出のみによって、市場を通すことなく生鮮食品等の販売が行えるようになったことから、低廉な事務所施設が市場外取引の事務処理の場として利用される危険性が生じている。市場開設者は、事務所や駐車場のよりに民間の代替施設があるものについては、周辺地域の相場を考慮した使用料単価も用意して、市場外取引に係る事務処理や駐車については周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである(指摘)。	H21	左記と同様に対処します。
第3条第1号の「交通安全運動の推進に関する事業」は、目的を書いているのと同じことであり、補助対象事業として具体性がなく、適切ではない。補助対象事業は、具体的に記載すべきである。	指摘	補助対象事業については、要綱を改正し、対象の事業を整理し、記載を行った。	○	市民生活部	地域安全推進課	85	R2	交付要綱において、各支部(各地区)の行う事業の中の具体的な補助対象事業及び各支部の支出する経費の中の具体的な補助対象経費を定めるべきである(指摘)。	R3	要綱を改正し、補助対象事業及び経費を記載した。
各担当者の負担軽減のため、滞納処分の実施はもちろん、第三者への対応、取立訴訟も含め、実施基準や事務手順を明文化することが望ましい。	意見	令和6年度以降は、すべての徴収事務を納税課において行うため、滞納処分については、滞納処分の実施や第三者への対応について、納税課の明文化された(市税の)基準や手順に沿って行う。取立訴訟についての実施基準や事務手順はないため、今後、徴収事務の移管先の納税課において整備していく予定である。	△	市民生活部	国保・年金課	197	H28	滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払がない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである(指摘)。	H31	滞納処分については、預金債権や生命保険債権の換価が容易なものから着手している。また、給与債権についても差押えを行っている。なお、第三債務者については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。また、事例によっては、取立訴訟を行う予定である。
相続人に対する請求は、原則として実施しなければならないものであるが、事務の効率性・有用性に鑑みれば優先順位をつけて実施すべきではあるが、相続人に対する請求の実施を判断するための具体的な基準を明文化すべきである。	指摘	徴収事務が令和6年度に納税課に移管される。今後、徴収事務の移管先の納税課において、相続人に対する請求の実施を判断するための具体的な基準の明文化に向け、引き続き検討していく。	△	市民生活部	国保・年金課	198	H28	単身世帯や滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである(指摘)。	H31	滞納額が一定金額を超える事案について、戸籍調査等を行い、相続人に保険料を請求している。今年度、100万円を超える事案について、相続人に保険料を請求した。
人員不足のことであるが、文書催告を繰り返したり、電話番号を調査したり、電話催告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の取納率が10%を下回っている現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというのは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。	指摘	滞納者の経済状況を踏まえて納付指導している。滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に交付要求を行っている。令和6年度の滞納処分の本格実施に向けて、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを行っている。	△	福祉部	介護保険課	199	H28	滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	現状では、滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- ：措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △：検 討 中 検討中のもの
- ×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検 討 中	未実施決定済	合 計
128	71	18	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
繰越分の収納率が10%を下回っている現状を看過してはならないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというの問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付については早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。	指摘	連帯納付義務者に対する請求について、催告書に世帯主及び配偶者の連帯納付義務を明示し、記載している。滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に交付要求を行っている。令和6年度の滞納処分の本格実施に向けて、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを行っている。	△	福祉部	介護保険課	201	H28	滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	連帯納付義務者に対する請求も必要ではあるものの、現状として、まずは滞納者への納付指導を実施する。なお、現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付については早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。	指摘	被保険者の住所に遺族宛の催告書を送付するとともに、住所が確認できた相続人には、相続人住所に催告書を送付している。また、滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、相続財産の強制換価手続きが行われる場合に滞納処分(交付要求)を行っている。令和6年度の滞納者本人への滞納処分(差押等)等の実施に向けて、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを行っている。相続人への滞納処分は、令和6年から本格実施予定の本人への滞納処分の結果を踏まえ、検討していく。	△	福祉部	介護保険課	201	H28	滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	催告書に、相続人にも納付義務があることを記載するよう改めた。なお、現状では、相続人の調査や滞納処分を実施できるような人員体制ではないため、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。	指摘	滞納処分については、納税課からの情報提供を受け、強制換価手続きが行われる場合に滞納処分(交付要求)を行っている。令和6年度以降の滞納処分(差押等)等の拡充に向けて、他都市や他部署を参考にしつつ、納税課が実施する債権回収についての研修への参加や事務手続きの確認などを進めており、令和6年度中の実施に向けて準備を進めている。	△	福祉部	介護保険課	202	H28	実地調査をしないまま、消滅時効にかけて不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実地調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	R3	現状では滞納処分を実施できるような人員体制ではないものの、滞納処分を実施することになれば、他部署や他自治体における滞納処分実施の基準を参考に方針を決定する予定である。	
訪問調査において確実に面談できるようにすべきという監査の結果に対して、電話連絡等も含め対応していくのでは、措置済みとはいえない。組織として、速やかに面談できるよう、面談できずに終わってしまうののないよう、訪問調査の実施要領を作成すべきである。	指摘	令和6年度から施行に向け訪問調査による生活実態の確実な把握のためのマニュアルを作成、課内研修を通じ徹底を図った。また訪問計画表をエクセル化による事務効率の向上を図るとともに最終訪問日を表記する事による見える化により進捗状況の管理・指導の効率化を図る。	○	福祉部	生活福祉課・二課	135	H27	訪問調査時に被保護者が不在の場合は、不在連絡票を置くだけでは足りない。現業員から電話連絡をし、次回の面談予定日を決めておくなどすることで、訪問調査において、確実に面談できるようにすべきである(指摘)。	H28	面談ができない場合は、電話連絡等も含め対応していく。	
措置状況報告書は、何も対応していないのと同じである。通帳の管理者を記載するよう報告書の書式に改めた上で、通帳の写しを添付してもらうようにすべきである。	指摘	令和5年度より施設訪問調査時に施設または金銭管理者(親族等)から被保護者全員の通帳(写)を資産申告書とともに提出してもらうこととした。	○	福祉部	生活福祉課・二課	136	H27	施設に入所しており、施設が通帳等を管理しているケースについては、施設から、訪問調査時を含めて、定期的に、通帳の写しを提出させることを検討することが望ましい。また、親族が通帳等を管理している場合にも、訪問調査時を含めて、定期的に、通帳の写しを提出させることを検討することが望ましい。(意見)。	H28	訪問調査では、必要な調査を行い、確認した内容をケース記録に記載する。	
措置状況報告書は、単なる意思表示であり、措置済みではない、何らかの検討もされていない。指導はしても、実施状況を確認しなければ意味がない。組織として、事務が適切に行われるような方策をとることが措置である。ケース記録を原則として訪問当日に記載すること、例外を許容するのであれば、どのような場合に許容されるのかを具体的に特定すること、査察指導員がこれを確認することなどを定めた事務要領を作成すべきである。	指摘	包括外部監査の指摘を受け、「岐阜市生活保護の手引き」(※岐阜県生活保護事務の手引きを参考)を平成28年4月に該当部分を含めて組織で検討し修正を行っている。時間外勤務の発生要因となる(時間外に終了する長時間の訪問調査、市外施設への宿泊を伴う訪問調査、一日に数件の訪問調査を行うことにより整理後の入力となる。帰庁後に急に対応を要する事案が起こること、さらには時間内の帰庁であったとしても電子化(令和4年に全面的に行うようになったためその当時は各現業員がエクセルで作成保存していた)のためシステム稼働時間内のみ入力が可能であるため、原則として当日中に続けて、執務時間内に入力ができない場合は、数日中に入力する旨を令和5年度中に追加した。査察指導員がこれを確認することなどを定めた事務要領を作成すべきである。に対しては、「査察指導員業務の手引き」(令和3年1月改定)にて作成済である。同手引きにて「訪問調査の進行管理等、ケース審査及び助言指導」等詳細に指導内容「ケース審査及び助言、指導 (1)～ケース記録の記載・回付は速やかに、誰が読んでもわかるような記録になるよう指導する。」と記載されている。	○	福祉部	生活福祉課・二課	136	H27	ケース記録は、原則として、訪問調査等があった当日に記載すべきである。処遇判定票や援助方針と記載の齟齬が生じるのは、ケース記録、処遇判定票、援助方針について、決定した後に、すぐに、記載しないためである。記載が遅れば、記憶も薄れ、正確性を欠く記載となる可能性が高い。また、適時に、査察指導員に、ケース記録を回覧することができず、査察指導員との間で、情報の共有を図ることができなくなる。さらに、記憶等が新鮮なうちに記録をすることが結果的には、ケース記録の記載等事務処理の速度を上げることになる(指摘)。	H28	速やかに、ケース記録を記載する。	
「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針」(平成25年通知)の「対象者」(就労可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、本支援が効果的と思われる者)に該当するか否かを判断すること、該当すると判断できる者には自立活動確認書の作成を求めることを記した事務要領を作成すべきである。	指摘	作成した実施要領の素案を、令和6年度中の施行に向けてブラッシュアップを行う。	△	福祉部	生活福祉課・二課	138	H27	平成25年通知の適用においては、被保護者による自立活動確認書の作成は出発点である。組織として自立活動確認書の作成を一切求めないということになると、岐阜市において平成25年通知に基づく事務執行はなされないことがその帰結となる。本来、自立活動確認書は、被保護者の就労自立に向けた主体的な取組のために作成が有用であると考えられているもののはずである。被保護者に自立活動確認書の作成を強制することはできないのは当然ではあるが、少なくとも、現状のように一律作成しないという扱いには疑問がある。自立活動確認書の作成を一切求めないという現在の事務執行を今後も継続することが妥当であるか早急に検討すべきである(指摘)。	H28	受給者に就労支援を開始する際には、対象者と今後の活動方針を協議し、「自立活動確認書」を作成させる。	
回収業の外部委託を検討することが望ましいとの監査の結果に対して、検討していくとの措置状況であるのであれば、検討状況を示すものを残しておくべきである。	指摘	今後、同様の事例があった場合には、適切に対応する。令和5年5月に生活保護費の返還金の債権回収について外部委託を実施する他市に照会したところ、過年度分を委託しているとの回答があった。同時に、未収金回収の外部委託を実施する庁内他課では、前年度からプロポーザル方式で選考委員会を発足させて選定しているとの情報を得た。令和6年度中に、以上の二点やシステム改修の必要性も含めて引き続き課題の検討を行う。	△	福祉部	生活福祉課・二課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい(意見)。	H28	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。	
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
回収率が平成27年度の包括外部監査当時と変わっていない状況からすれば、回収業務の外部委託も含め、回収業務とりわけ過年度分の回収業務について、体制、事務要領など回収のあり方を見直すことが望ましい。	意見	平成30年度からは廃止したケースの債権管理担当を配置し、転居先調査や、相続人調査、また相続人や裁判所に相続放棄申述の有無の照会を行うこととした。さらに受給中のケースで生活保護法第63条の返還金について、一部を除いて生活保護費から徴収している。生活保護の性質上、債務者は生活に困窮しており、債権の回収は容易ではないものの、回収率を上げるため、外部委託やシステム改修の必要性も含めて、令和6年度中に引き続き課題の検討を行う。	△	福祉部	生活福祉課・二課	139	H27	債権を適正に管理するための体制整備の方策として、回収業務を外部に委託することを検討することが望ましい(意見)。	H28	回収業務の外部委託については、システム改修等が必要など課題も多いため、他都市の状況なども確認しながら外部委託を検討していく。	
意思表示明けて措置済にすべきではない、しかも、意思表示したことも実施されていない。不正受給の件数は減少しておらず、不正受給者からの費用回収も困難な実情からすれば、不正受給の防止に尽力することは極めて重要である。不正受給の件数が減少すること、早期発見により不正受給の金額が減少することを目的とした具体的な対策を実行すべきである。	指摘	令和6年度中に、不正受給防止マニュアルを改訂し、より有用にする。(収入申告書の提出の必要性を具体的に示す等)届出の義務(生活保護法第61条)について、被保護者に周知徹底する。	△	福祉部	生活福祉課・二課	141	H27	不正受給対策の担当職員以外の職員も、面談や調査の際に、不正受給対策をとる必要がある。上記のとおり、不正受給者からの費用徴収の回収が困難な実情からしても、事前に不正受給を防ぐことは極めて重要である。査察指導員及び所長等幹部職員においては、過去の不正受給事案の問題点の検証などしながら、マニュアルを実践するための指導、マニュアルを実践するためのツールの作成など、具体的な対策を実行すべきである(指摘)。	H28	不正受給防止マニュアルを適用する中で過去の不正受給事案の問題点の検証等も踏まえ、随時改訂等を行い、有用なものとしていく。	
措置状況には、告発等を行う基準を設けているとあるが、監査の結果も、かかる基準が不正受給防止マニュアルに記載されていることを前提としているのであるから、指摘に対する回答になっていない。実際にも、1件しか告発がなされていない。不正受給に対する抑止力という意味でも、適切に罰則の適用を求めていくことは重要である。罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである。なお、告発等を行う基準を設けることは良いとしても、厳しすぎる基準を設けることにより、告発を行わなくてもよいようにすることのないよう、留意されたい。	指摘	罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱制定に向け今後問題点の検証等も踏まえ、令和6年度中に制定に向けた課題の検討を行う。	△	福祉部	生活福祉課・二課	142	H27	詐欺罪や法85条に基づく罰則の適用を求めていくための手続を定めた要綱を制定すべきである(指摘)。	H28	「不正受給防止マニュアル」には告発等を行う基準を設けており、不正受給に対しては告発も含め厳正に対処する。	
事務経費の具体的な内訳が記載された指定管理業務収支決算書の提出を受けるべきである。	指摘	下半期(令和6年3月実施)の指定管理者のモニタリングにて、法人の事務経費の考え方について具体的な内訳を確認した。	○	福祉部	高齢福祉課	20	H26	高齢福祉課においても、事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導すべきである(指摘)。	H27	指定管理者に対して事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導しており、指定管理者においても、事務経費と利益を明確に区別している。	
補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の中核市が定めていないから定めないことが適切になるものではない。また、市の資料によると、飲食費を補助しているかどうかを確認しているようであるが、他の中核市が飲食費を補助しているから補助することが適切であるというのではない。補助金を維持するのであれば、早急に補助対象経費を定めるべきである。飲食費を補助対象経費にするのであれば、補助金の交付目的に照らした補助の必要性(自治会連合会が高齢者の長寿を祝福することと食事を開催することについて)を説得力のある記載で決裁資料などに明記すべきである。	指摘	補助対象経費を交付要綱に定め、かつ、飲食費は補助金の交付目的に照らして補助の必要性があることを、部内で検討した上で、補助対象経費にした。	○	福祉部	高齢福祉課	74	R2	交付要綱において、補助対象経費を個別具体的に定めるべきである。なお、飲食費は、受益者負担とし、補助対象経費から除くべきである(指摘)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	
補助金を維持するのであれば、自治会の対象者の数で一律に算定するのではなく、補助対象経費から算定すべきである。	指摘	補助対象経費を交付要綱に定めた。	○	福祉部	高齢福祉課	75	R2	補助対象事業を地区敬老会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、出席者数を見込んだ敬老会の開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである(指摘)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	
市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことである、参考になる。	指摘	一括交付金については、自治会連合会を所管する市民協働推進部が、「協働のまちづくり推進計画2023-2027」の期間中に整理を行っており、令和9年度の次期計画策定時に一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指しており、その計画に沿った形で検討していくこととする。	△	福祉部	高齢福祉課	75	R2	高齢者に対して敬意を表して、その長寿を祝福することの意義は否定しないが、それを地区敬老会の開催によって達成しようとするのか、祝い品の贈呈によって達成しようとするのか、その他の方法によって達成しようとするのか、その手段に対して公金から補助金を支出する公益上の必要性はあるのか、目的達成のための手段の在り方について再考することが望ましい(意見)。	R3	中核市を対象に敬老会の実施状況及び補助事業について調査した結果をもとに、今後、地区敬老会の在り方について研究していく予定である。	
本補助金は国の在宅福祉事業補助金の対象とされており、市が行う助成事業費の1/3を国が補助しているものである。国の「在宅福祉事業費補助金交付要綱」第4条の表によると、補助金の対象経費は「老人クラブ事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役員費、委託料、使用料及び貸借料」となっている。本補助金の交付要綱では、「各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流事業等に係る経費のうち当該事業の円滑な運営のために必要な経費とする。但し、交際費(慶弔費を含む。)、酒類等奢侈にわたる食糧費、単位老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。一方、連合会から提出された、406単位老人クラブの合算の収支決算書及び各地区の内訳書に記載されている対象経費は、「会議費、活動費、事務諸費、地区老連負担金」となっている。地区老連負担金に相当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、補助対象経費を正しい費用科目で計上させるべきである(指摘)。	指摘	国で規定された補助対象経費を交付要綱に定めた。事業報告書及び収支決算書の書式について、要綱に沿ったものを令和6年度中に定める予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	88	R2	補助金の交付の対象となる経費は、以下のように定められている(要綱第4条)。各単位老人クラブが実施する社会奉仕活動、教養講座開催事業、健康増進事業、友愛・三世代交流事業等に係る経費のうち当該事業の円滑な運営のために必要な経費とする。但し、交際費(慶弔費を含む。)、酒類等奢侈にわたる食糧費、単位老人クラブの活動に要する経費として不適当と認められる経費を除く。一方、連合会から提出された、406単位老人クラブの合算の収支決算書及び各地区の内訳書に記載されている対象経費は、「会議費、活動費、事務諸費、地区老連負担金」となっている。地区老連負担金に相当する経費を含めて、単位老人クラブの収支決算書は、補助対象経費を正しい費用科目で計上させるべきである(指摘)。	R3	決算書提出の際、単位老人クラブに対して補助対象経費を正しい費用科目で計上するよう、指導した。また、年度内に申請書の様式を補助対象経費かどうかが分かりやすいよう変更する。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和6年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
意味のない書類を作成・提出させているだけである。何のためにどのような費用を支出したのかを確認できるだけの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである。	指摘	国で規定された補助対象経費を交付要綱に定めた。事業報告書及び収支決算書の書式について、要綱に沿ったものを令和6年度中に定める予定である。	△	福祉部	高齢福祉課	91	R2	各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けるべきである(指摘)。	R3	老人クラブ事務局より、各単位老人クラブの事業報告書及び収支決算書の提出を受けた。	
人員不足のことであり、文書催告を繰り返したり、電話催告を繰り返したりするよりも、速やかに滞納処分をしたほうが効率的な場合もある。滞納者と納付者の公平性を図ることは重要であり、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。繰越分の収納率が20%前後である現状を看過してはならない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというは問題である。少なくとも、連絡がつかない、納付誓約書を提出しないなど悪質な滞納者については、速やかに滞納処分を実施すべきである。	指摘	他課からの情報提供を受け、強制換価手続が行われる場合の交付要求を行うようになったが、不動産の差押えなど滞納処分ができる体制は整っていない。 効率的な実施方法を検討するとともに、財産の調査を行う準備をするなどできることから取り組みを進めていく。悪質な滞納者については、令和6年度に財産の調査を行い、令和7年度には滞納処分を実施できるよう取り組む予定である。	△	福祉部	福祉医療課	203	H28	不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。最初から、全件、滞納処分を控える方針を採るべきではない。(指摘)。	R3	債権者管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、現状では不動産の滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
繰越分の収納率が20%前後である現状を看過してはならないし、人員不足やノウハウ不足で正当化されるものではない。平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ実施方法を検討しているというは問題である。まずもって、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対する催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、連帯納付義務者に対する滞納処分を実施すべきである。	指摘	連帯債務者に対する支払義務について、保険料決定通知書に同封するお知らせや年6回送付する催告書に、連帯納付義務者にも納付義務があることを記載するように変更し、7月には令和5年度保険料決定通知書に同封し発送した。 今後も、まずは滞納者本人への納付指導の徹底に取り組み、悪質な滞納者については、令和6年度に財産の調査を行い、令和7年度には滞納処分を実施できるよう取り組む予定である。また、連帯納付義務者への催告など、本人以外への実施方法について検討する。	△	福祉部	福祉医療課	205	H28	連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである(指摘)。	R3	債権管理調整会議において、情報提供を受ける体制はできた。しかし、まず、滞納者本人への納付指導を実施する。また、本人以外へ滞納処分ができるほどの人員体制ではないので、人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
連帯納付義務者と同様、まずもって、相続人の住所に催告書の送付くらいは早急に実施すべきである。その対応や滞納状況によっては、相続人に対する滞納処分を実施すべきである。	指摘	相続人に対する支払義務について、保険料決定通知書に同封するお知らせや年6回送付する催告書に、相続人にも納付義務があることを記載するように変更した。また、おくやみコーナーへ送付先変更届出の案内を依頼し、相続人に保険料精算時の書類が確実に届くように対応している。 令和6年度に相続人調査を実施予定。	△	福祉部	福祉医療課	205	H28	費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである(指摘)。	R3	全庁的な課題であり、他課と足並みを揃えて対応する。直近の相続人の請求に関しては通知をしており、電話の問合せがあれば、義務があることを説明している。相続人調査に関しては、必要な体制を確保するため人員体制も含め効率的な実施方法を検討する。	
平成28年度の包括外部監査から5年も経過しているにもかかわらず、未だ検討中であり、その間も続々と消滅時効にかけてしまっている。不適切な事務といわざるを得ない。早急に適切な方針を決定し、滞納処分、徴収緩和措置などを実行すべきである。	指摘	滞納金額の大きい、または、滞納期間が長期にわたる案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行っている。 短期証対象者の窓口交付時の納付相談を11月、2月に実施。臨戸訪問と合わせて納付誓約書の徴収、分納指導の機会を増やすなど対応を進めた。 令和6年度に財産の調査を行い滞納処分の検討を行う。	△	福祉部	福祉医療課	206	H28	実態調査をしないまま、また、滞納処分を全く検討することなく、消滅時効にかけて、不納欠損する滞納保険料が少なくないことから、不適切な事務処理と指摘されても仕方がない。漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するの、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである(指摘)。	R3	今年度も、滞納金額の大きい、または、年数の長い案件を中心に文書催告を実施して、納付誓約書の徴収、分納の指導を行った。また、電話催告や、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨戸訪問も絞って実施した。その中で、滞納理由等を把握して、対応を検討する。	
措置状況は、将来に向けた宣言だけで留まってはならず、実際に措置を講じるべきである。令和4年度になってようやく手順書が定められ、廃棄物申請書の提出がなされるようになったことは良いが、監査の結果にあるように、除却漏れが生じないよう、除却処理は、年度末に一括で行うのではなく、廃棄の都度、行うべきである。	指摘	除却漏れを発生させないため、廃棄申請書により廃棄の有無を把握するとともに、全件を対象とした現物調査による状況確認を毎年実施していく。 除却処理については、現物調査の結果を基に、年度末に一括処理を行う。	×	市民病院	市民病院財務課	181	H14	岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第61条で固定資産を売却撤去又は廃棄をしようとする場合は必要事項を記載した文書により行わなければならない規定されている。しかし、除却は新規購入とペアで行われることが多いため、現物の引渡しは新規購入者による引取りが通常となっている。除却の都度、除却申請が行われず、年度末に書類による一括除却処理が行われているため、除却漏れ等が発生している。	H15	除却漏れが発生する原因は、病棟と事務局の連絡の悪さにあり、今後は各部署に保管管理者を定め、連絡表を作成し、医療器械を撤去する際に保管管理者から事務局へ提出してもらい、除却漏れが発生しない体制を15年度中に作りたいと考えております。	
現物照合の手順を定めること、また、台帳から現物を確認するだけでなく、現物から台帳を確認するという観点での現物照合も行うことが望ましい。	意見	現物照合の手順を記載したマニュアルを作成し、現物照合を行った。	○	市民病院	市民病院財務課	182	H14	少なくとも年1回の現物照合を行い、固定資産台帳を整備する必要がある。	H15	現物照合についてはその必要性も含めて現在検討中であるため、15年度中に結論を出したいと考えております。	
岐阜市民病院の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供するため、一般会計及びその他特別会計からの繰入額について、各診療科の収支状況を踏まえたより詳細な情報を開示すべきである。	指摘	一般会計からの繰入額の算出には、各診療科の収支状況を直接用いていないため、各診療科の収支状況と繰入額の関係性を示すのは困難であるが、繰入額の算出内訳を、岐阜市民病院のホームページで開示した。	○	市民病院	市民病院財務課	183	H24	適切な判断資料とするため、診療科ごとの収支を明確に区分すべきである(指摘)。 診療科ごとの原価計算制度を早急に確立することで、各診療科の収支状況を適切に把握できる体制を構築するとともに、一般会計及びその他特別会計からの繰入額につき、より詳細な開示を行うことにより、岐阜市民病院の運営に伴う岐阜市の負担額及びその内容を岐阜市民に情報提供する必要がある(指摘)。	H27	診療科ごとの収支について、経営企画課において各診療科の収益から医師、看護師、医療技術員等の人件費を差し引いた診療科別収支について算出した。今後も引き続き、この診療科別収支の精度を高めていく。	
回収事務の公平性、効率性の観点から、未納者対応マニュアルの作成及び来院時の納付相談を確実に行うことのできる体制を作るべきである。	指摘	未納者対応マニュアルを作成した。 納付相談については、7月末の報告通り体制を整えている。	○	市民病院	医事課	188	H28	善良な管理者と同一の注意(健康保険法第74条第2項及び国民健康保険法第42条第2項)を行ったというために、来院した未納者に対して催促を行う手段を尽くすべきである。例えば、未納者の来院予定を把握するシステムや、患者が予約する際に未納分の催促が行われるなどのシステムを構築することが考えられる。また、会計の窓口担当者が未納者に対して催促行為を統一的に行えるようにするため、未納者対応マニュアルを作成することも有用であると考えられる(指摘)。	H29	分納納付が滞納になっている。支払が全くされていない患者に対しては、次回の予約を確認し、予約があれば来院時に窓口において声掛けをし、相談室窓口にて納付相談を行っている。また、一定期間支払いのない患者に対しては、未納分の納付書と当日の納付書を併せて渡し支払を促している。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
各地域において、防災体制の確立及び強化が必要十分になされることが重要であるから、資機材の購入について、最低水準のようなものを定めておき、各地域がそれを充たしているかどうかを確認することが望ましい。	意見	避難所における良好な生活環境を確保するために必要な資機材や食料などについては、公的備蓄により対応している。 自主防災組織は、平時では避難行動要支援者の把握・見守り、防災訓練の実施をはじめとする地域防災力の向上に取り組み、災害時には、地域住民の安否確認や初期消火、救助・救護などに加え主体的に避難所運営を行うが、自主防災組織の体制などは地域により実情が異なるため、市において資機材の購入等に一律の最低基準を定めることはなじまないと考ええる。 しかしながら、各地域において防災体制の確立及び強化が十分になされることは重要であることから、各地域が定める「地域防災コミュニティ計画」の見直しを働きかけの中で、地域防災活動を行うにあたって有効と考えられる他地域での事例の紹介や方策など、地域と共に検討を行い同計画に位置付けることで確認していく。	×	都市防災部	都市防災政策課	80	H30	予算消化ありきで、必要のないものを購入するといったような無駄な支出をしないよう指導することが望ましい(意見)。	R1	補助金申請時に、何を購入するのかを記載していただいた上で、確認し、適宜助言を行っている。	
補助金である以上、補助対象経費を定めるのは当然のことである。他の課では、速やかに交付要綱を改正しているところもある。早急に、交付要綱に補助対象経費を明示すべきである。	指摘	交付要綱に補助対象経費を明示した。	○	都市防災部	都市防災政策課	80	R2	交付要綱において、補助対象経費を具体的に定めるべきである(指摘)。	R3	補助対象経費を要綱上明示するよう改正を検討中。今後補助対象者の意見を聴取し、意見を踏まえ引き続き改正を検討する。	
各自主防災隊(団)に対する補助金は、年1回の防災訓練の経費に限られるものではない。防災普及啓発費、防災研修費、防災資機材費、防災施設費もある。各自主防災隊(団)の活動は、地域の特性があるはずである。防災体制の確立及び強化という補助金の交付目的から、評価基準を設け、その達成度を、各自主防災隊(団)ごとに評価することが望ましい。	意見	地域の実情に応じた補助金の活用等を踏まえ「地域防災コミュニティ計画」作成に各自主防災隊が取り組んでいる。 令和6年度に能登半島地震を踏まえ岐阜市の災害対策の検討を行う予定であり、その結果を各自主防災隊に共有することで、各自主防災隊が能登半島地震を踏まえた「地域防災コミュニティ計画」の作成に取り組む予定である。 評価基準を検討するにあたり、当該計画を活用する。	△	都市防災部	都市防災政策課	81	R2	アウトプットは、補助対象事業により算出された活動であるから、補助金交付件数(=自主防災隊の数)を指標とするのは不適切である。適切な指標を用いることが望ましい(意見)。	R3	それぞれの事業評価シートにおいて、補助対象によって算出した活動を指標とするよう改めた。	
自主防災隊の育成支援を行う必要があるというが、自主防災隊は、構成員すらよくわかっておらず、団体としての実体に乏しいことから、育成以前の問題である。補助ではなく、事業補助にすることによって、一生懸命やるところとそうでないところ差が出て、地域格差が生じることの懸念があるとのことであるが、その論理は不明である。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということ、世帯数を基準に補助金額を決めていることは矛盾している。自治会連合会とは別の団体として自主防災隊という団体に対して補助金を交付するのであれば、まずもって団体としての実体を確立させるべきであるが、実態に即するのであれば、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。地域の防災組織の水準を一定に保ちたいということであれば、金額については、世帯数を基準にするのではなく、その水準に基づいて算定すべきである。	指摘	各自主防災組織において、従来より備えている規約、名簿、防災計画、活動マニュアルについて、能登半島地震を踏まえた見直し、点検を行っていく。 なお、補助金の交付基準や方法等については、令和5年度から令和9年度までに関係部局と協議・検討する。	△	都市防災部	都市防災政策課	82	R2	市は、本補助金を団体育成補助金としているが、団体の構成員や規約も、団体としての収支状況や財産状況も把握していない。 各自主防災隊(団)に対する補助金の額は、自主防災組織活動事業については、均等割の132,000円に、世帯割として6,617,000円×(当該自治会連合会地区の世帯数/市の総世帯数)により算出される額を加えて算定した額を交付し、自主防災訓練事業については、一律で60,000円を交付しており、交付要綱で限度額としている額をそのまま交付している。均等割の132,000円や世帯割の6,617,000、一律60,000円に根拠はない。各自主防災隊(団)は、この補助金ありきで予算を組み、不足する分を自治会連合会からの負担金とし、当該事業の収支を合わせている。 岐阜市自主防災組織連絡協議会に対する補助金の額は、限度額の814,000円をそのまま交付している。金額の根拠はない。 事業補助に切り替えるべきである。そして、補助金の額を根拠のない固定額と世帯数により機械的に算定するのではなく、交付要綱において、交付目的と補助の必要性に即した具体的な補助対象事業と補助対象経費を定め、一定の補助率と補助上限額を具体的に設定した上で、各自主防災隊(団)及び岐阜市自主防災組織連絡協議会から、補助対象事業に必要な額を積算した予算書提出させ、補助の必要のある額を交付するようすべきである(指摘)。	R3	令和3年8月に他市の状況に関する調査を実施した。自主防災隊の事業を実施するうえで補助の在り方が重要となるため、補助対象者の意見を踏まえ引き続き検討する。	
行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人への請求をすべきである。	指摘	令和6年度中に、退去修繕料について、連帯保証人へ請求をする。	△	まちづくり推進部	住宅課	147	H28	連帯保証の効力は、修繕料支払義務にも当然及びものと考えられるところ、例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである(指摘)。	H29	連帯保証人への請求を行うこととした。	
行うこととしたという意思表示は措置ではない。しかも、意思表示したことを実行していない。監査の結果に従い、徴収停止措置を講じることを検討することが望ましい。	意見	退去修繕料の徴収停止措置について、令和6年度中に、他部署の状況を踏まえ検討する。	△	まちづくり推進部	住宅課	147	H28	債権の回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることを検討することが望ましい(意見)。	H29	全庁的な徴収停止の取扱いに倣い措置を講じる。	
監査の結果は、用途廃止の方針を決定しているが、用途廃止がなされていない実態を問題視し、用途廃止のルールを整備した上で、ルールに則り、用途廃止を実行することを求めているものである。市営住宅の現状に鑑みても、用途廃止に係るルールを整備すべきである。	指摘	令和6年度中に、文書による用途廃止のルールを整備する。	△	まちづくり推進部	住宅課	152	H24	用途廃止の方針が決定している市営住宅について、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行うことで、公有財産の有効活用を図ることが望ましい(意見)。 今後、用途廃止の方針が決定した市営住宅について、空室率が一定の基準に達した場合には、猶予期間を設けた上で完全撤去するなど、市営住宅の用途廃止に係るルールを整備し、適時、用途廃止を行うことで、公有財産の有効活用を図るべきである。用途廃止とせず行政財産としてまちづくり推進部で保有し続ける場合であっても、空室率が高まった物件については、需要が高まっている高齢者向け住宅への変更等、公有財産の有効活用を図るための将来計画を策定すべきである。	H25	市営住宅の用途廃止に係るルールとして、募集停止及び用途廃止計画に基づき、用途廃止の方針が決定している市営住宅を募集停止した後、住替え事務処理要領により、住替え協力を依頼している。住替えにより空き家になった住宅については、用途廃止の手続きを行った後、解体する。平成24年度は同要領に基づき3戸の住替えを行った。なお、市営住宅の用途廃止に係る措置として、個別訪問等により住替え住宅の入居者の要望や意向を把握して、住替え事業を効果的に実施している。	
本郷ハイツ、リバーサイド菅生について、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討し、その過程を記録に残しておくべきである。	指摘	本市における中堅所得者向け住宅の将来的なニーズを、令和13年度に策定予定の次期住宅マスタープランにおいて詳細に検証し、同プランの中で示された方向性に基づきこれらの住宅の抜本的なあり方を決定する予定である。 本郷ハイツとリバーサイド菅生については、広報ぎふや市公式ホームページを活用した周知、住宅供給公社窓口での輪旋を直ちに強化することで、少しでも空室率の減少に繋がるように務めていく。	△	まちづくり推進部	住宅課	153	H24	特定公共賃貸住宅及び特別市営住宅について、有効活用のため空室率の高い中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討する必要がある(指摘)。 今後は、公営住宅への用途変更によって空室率を減少させるか、建物自体を民間譲渡する等、岐阜市における中堅所得者向けの市営住宅のあり方を検討すべきである。	H26	空室率の高い市営住宅を有効活用するため、平成26年3月に条例の一部を改正し、特定公共賃貸住宅を光栄住宅に準じた低額所得者向けの住宅(準公営住宅)に用途変更できるようにした。なお、空室率の高いヘイソ島特定公共賃貸住宅を平成26年4月1日付で準公営住宅に用途変更する予定である。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。											
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況	
行うこととしたという意味表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、連帯保証人の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。	指摘	令和6年度中に、土地貸付料について、連帯保証人へ請求する。	△	まちづくり推進部	住宅課	210	H28	例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである(指摘)。	H29	連帯保証人への請求を行うこととした。	
行うこととしたという意味表明は措置ではない。しかも、意思表明したことを実行していない。監査の結果に従い、延滞金の請求をすべきである。物理的に不可能であるのであれば、可能にする体制にすべきである。	指摘	土地貸付料の延滞金について、令和6年度中に、他部署の状況を踏まえ検討する。	△	まちづくり推進部	住宅課	210	H28	延滞金が発生している以上、その徴収は義務であり、延滞金を減免する事由がなければ、延滞金を請求すべきである(指摘)。	H29	延滞金の請求を行うこととした。	
年に1度しか発注しない業務委託であることから、最低数しか指名しないことの必要性や合理性は見いだせない。上記のとおり、直近5年間においても、指名の数には偏りがあった。「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」をするためには、当該業者を指名しない特段の理由がない限り、資格のある者すべてを指名するか、その数しか指名しないことの必要性と、それでも「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」であるといえるだけの理由を明記しておくべきである。	指摘	過去に同業務において実績のある業者は19業者あり、すべての業者を指名するのは現実的ではない。よって、令和6年度は過去の実績を考慮しつつ、指名業者を増やすとともに近隣業者を中心に満遍なく指名する。指名についての理由明記は、令和7年度実施に向け検討していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	159	H17	鏡岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。指名業者数は合規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させるとともに、業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある(指摘)。上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、合規性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により7社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させることが望ましい。よって、13社すべてを入札に参加させることを検討すべきである。また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行うべきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落札金額が高くなる恐れがある。地域ごとに分割しているのは調査業務を早く完了させるためとすることであるが、5分割ではなく4分割や3分割で入札を行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすくする工夫をするべきである。また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのならば、6月に行っている入札を4月あるいは5月に行うことでも調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討することが必要である。	H19	漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。また、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間検数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対処しました。次年度以降も同様とします。指名業者については、近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。	
上記のとおり、一つの業者を複数の区域で指名しているのだから、市は、一つの業者が複数の区域の調査を受注することを容認している。これは、「特定の者に偏ることのないよう均衡ある指名」という市の見解と矛盾している。調査対象区域を広げた場合に時間がかかるかどうかは、業者の能力によると思われる。上記の監査の結果でもるように、スケールメリットは当然にある。資格のある業者から、これまでと同一の工期内でどれだけ区域の調査が可能か、区分けしなかった場合に金額はどれくらい低減できるのかなどをヒアリングし、区域の区分の必要性・合理性を再検討すべきである。	指摘	スケールメリットが生かせる調査規模について検討するため、複数の調査業者に実施可能な調査規模についてヒアリングを行ったところ、専門技術者が少ない中、全国の各市町村では毎年ほぼ同時期に調査業務を発注されているため、岐阜市についても、現在の工期と調査規模であれば実施可能であるが、これが同工期で調査規模が2〜4倍になった場合には業務実施は困難である旨の回答を得た。このことから、漏水調査後の修繕期間を十分確保するためには現在の調査期間を延伸することはできないため、現在の区分けが妥当と考える。	○	上下水道事業部	維持管理課	159	H17	鏡岩水系の漏水調査業務では地域別に5つに分割して発注し、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数で入札させている。指名業者数は合規性の点では問題がないが、どのような基準により入札参加者を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させるとともに、業務の細分化を避けスケールメリットによる経済性を考慮する必要がある(指摘)。上記の指名競争入札には7社ずつ参加している。これは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加者選定要綱第8条に定める指名業者数の最低数であり、合規性の点からは問題ない。しかし、どのような基準により7社を選定したのかが明確ではない。また、競争性の確保のためには指名業者数の最低数以上に指名業者を入札に参加させることが望ましい。よって、13社すべてを入札に参加させることを検討すべきである。また、経済性の観点から、地域ごとに5分割して入札を行うのではなく、なるべく1つの契約として入札を行うべきである。業務を細分化した場合、スケールメリットが働かず、落札金額が高くなる恐れがある。地域ごとに分割しているのは調査業務を早く完了させるためとすることであるが、5分割ではなく4分割や3分割で入札を行うなど、少しでもスケールメリットを発揮しやすくする工夫をするべきである。また、漏水防止工事実施のため調査業務を早く完了させたいのならば、6月に行っている入札を4月あるいは5月に行うことでも調査業務を早く完了させることができる。経済性を考慮した入札方法を検討することが必要である。	H19	漏水調査業務委託の発注については、上半期の早期に発注することにより漏水箇所を発見し、漏水防止工事を速やかに発注できるようにするものです。また、平成18年度から、水系、配水管延長、給水間検数、期間等を考慮し、経済性のすぐれた発注方法により対処しました。次年度以降も同様とします。指名業者については、近隣業者を中心に満遍なく指名しており、問題はないと考える。	
No. 9及びNo. 10の業務について、当該地区で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者が一業者しかいないとの理由を記載しているが、当該業者しか業務を遂行できないものではない。実際、同種の業務を、他の業者に委託している(No. 8)。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。	指摘	一者随意契約の理由は、令和5年度中に担当課に指導し、根拠をより具体的かつ説明的に記載した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようになった。	
No. 11及びNo. 12の業務について、業務遂行のために一定の準備期間が必要であるのは、程度の差こそあれ、どの業務も同じである。この理由で一者随意契約にできるなら、ほとんどの業務委託が一社随意契約にできることになってしまう。この理由だけで前年度の業者に委託しなければ契約の目的を達成することができないとはいえない。当該業者と契約をしなければ契約の目的を達成することができないと認められるだけの具体的かつ説得的な理由を記載するか、競争入札にすべきである。	指摘	一者随意契約の理由は、令和5年度中に担当課に指導し、根拠をより具体的かつ説明的に記載した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようになった。	
No. 13〜No. 18の業務について、業務を遂行できるのが当該業者しかいないという理由であるが、なぜそういえるのかが分からない記載であった。その根拠をより具体的に説得的に記載することが望ましい。	意見	一者随意契約の理由は、令和5年度中に担当課に指導し、根拠をより具体的にかつ説明的に記載した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	165	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようになった。	
競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、一者随意契約の理由を公表することが望ましい。これは、他の多くの地方自治体で実施されている。これにより、一者随意契約の理由を具体的に説得的に記載するよう意識づけることもできる。	意見	一者随意契約の理由を公表しているかどうかについて、他都市(中核市)への調査を実施した。その結果を踏まえ、令和6年度中に対応方針について検討していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	172	H17	一者随意契約理由書における「入札に適さない具体的理由」の記載が不十分な契約があった。具体的な理由を明確に記載する必要がある(指摘)。	H18	随意契約理由書の様式を変更し、より具体的に理由を記載するようになった。	

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
監査の結果に対する回答になっていない、あくまでも競争入札が原則であり、No. 1～No. 8の業務についての一者随意契約の目的からすれば、見直しをすることが予定されるべきである。岐阜市合理化事業計画に従って見直しを行う際には、順次競争性を重視した内容に移行していく必要があることを念頭に置き、その検討過程を明らかにしておくべきである。	指摘	岐阜市合理化事業計画の見直しを行う際(令和7年度以降)には、当該計画の業務内容の競争性について、検討していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	173	H17	法律等で限定されていることによる一者随意契約についても順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい(意見)。 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法を受けて、岐阜市は、平成8年8月に、し尿処理業者と「岐阜市における合理化問題に関する協定書」を交わしており、これに基づき法律上限定され一者随意契約が交わされている。協定書の文中、合理化事業計画は10年単位毎に策定することとされており、近く新たな合理化事業計画を策定することになる。この措置法の対象とされる業務は今後も下水道の普及により長期にわたるもの、順次競争性を重視した内容に移行していくことが望ましい。	H19	現状で問題はないと考えている。
岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きでは、そのように規定されている(岐阜市契約規則も同様の規定である)とはいえず、少額随意契約(企業法施行令第21条の14第1項第1号)の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないというは、競争性の確保、契約事務の公平性、透明性、経済性の観点から、望ましいものではない。企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号までのいずれかに該当する場合であっても、契約の性質又は目的により必要がないと認められる場合を除き、2人以上の者から見積書を徴収することが望ましい。	意見	他都市(中核市)への調査を実施した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号に該当する場合に競争をしている事例は少なかった。令和6年度は同施行令第21条の14第1項3号に規定する団体等の所管課の意見も聞き対応方針について検討していく。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	174	H17	政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても、競争性を確保するため、2人以上の者から見積書を入手することが望ましい(意見)。 一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第29条第1項に従って、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することが必要であったと考えられる。なお、平成16年11月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく2人以上の者から見積書を徴収することを検討することが望ましい。	H19	岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。
岐阜市上下水道事業部契約規程第29条ただし書きの規定(岐阜市契約規則も同様の規定である)は、少額随意契約(企業法施行令第21条の14第1項第1号)の場合以外の随意契約では一律に複数見積もりを徴収しないという望ましくない運用を容認するものであるから、見直すことが望ましい。	意見	令和7年度方針決定に向けて、令和5年度は他都市(中核市)への調査を実施し、令和6年度は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に該当する団体等の所管課の意見を徴収する予定である。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	174	H17	政策的な理由(高齢者の就職支援等)による一者随意契約についても、競争性を確保するため、2人以上の者から見積書を入手することが望ましい(意見)。 一者随意契約とすることは、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第7号の趣旨に照らして疑問であり、岐阜市上下水道事業部契約規程第29条第1項に従って、なるべく2人以上の者から見積書を徴収することが必要であったと考えられる。なお、平成16年11月の地方公営企業法施行令の改正により、高齢者の就業支援を行う団体から上下水道事業部管理規程で定める手続により役務の提供を受ける場合には随意契約を行うことができることとなったが、競争性を確保する観点からはなるべく2人以上の者から見積書を徴収することを検討することが望ましい。	H19	岐阜市全体の政策に基づいて設立された団体と民間業者を競争させることは望ましくないと考えている。
固定資産取得時における台帳の記載方法について、将来、適切な除却額の評価ができるような記載方法に改め、除却金額の算出根拠が明確となるようにすることが望ましい。	意見	固定資産取得時における台帳の記載方法について、現状の分析を行った。R6年度中に、将来、適切な除却額の評価ができるような記載方法を策定する。除却について、現状の分析を行った。R6年度中に、固定資産の一部除却の方法をルール化し、算出根拠や算出方法を明確にする。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	176	H13	固定資産の一部除却において除却金額の算出根拠が明確になっていません。これは、固定資産取得時の台帳の記載が将来の除却等を考慮しないで行われていることによるものであり、適切な除却額の評価ができるような内容の記載が必要と考えます。	H14	どの部分が一部除却対象となるのか推測することは、非常に難しいところではありますが、できる限り適切な除却が可能となる資産計上に努めます。
人手がないことは正当な理由にはならないため、必要に応じて、支払督促等の訴訟手続を利用して債権回収を図ることが望ましい。	意見	債権回収のためのガイドラインを作成した。ガイドラインに基づき、令和7年度に支払督促等実施に向け企画中である。	△	上下水道事業部	営業課	178	H28	給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである(指摘)。	R3	債権管理調整会議で策定した基本方針に基づいた債権回収については実施に至っていない。人的体制を含めて引き続き検討していく。
一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく(債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用)にすべきである。	指摘	債権回収のためのガイドラインを作成し、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う方針を決定した。また、債権放棄の処理基準を令和6年度に改定する。	△	上下水道事業部	営業課	179	H28	一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後不納欠損処分を行う運用に改めるべきである(指摘)。	R3	不納欠損処分及び回収を含めた債権管理の運用について、引き続き部内で検討中である。
措置状況報告書にある、「その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援であるから、「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の額を算定する趣旨にはなじまない」の論理関係がまったく不明である。市が公金から補助金を交付するのであるから、その対象が社会的役割を担っているのは当然のことであり、本補助金に特別なことではない。補助金交付団体が得ている収入を考慮して補助金の額を算定している例は、いくつもある。補助金には必要性が求められるものであり、その必要性というのは、自主的な運営を補助する必要性であるから、補助金交付団体の資産、収入の状況を考慮するのは、むしろ大原則である。市が、本補助金について、補助金交付団体の繰越金や収入を考慮しないことが適切と判断するのであれば、その具体的かつ説得的な理由を明示すべきである。なお、そもそも、まちづくり協議会の収入には、自治会連合会からの助成金(繰入金)が入っており、自治会連合会には別の補助金が交付されているという実態そのものが、是正される必要があると考える。	指摘	本市では、住民自治基本条例において、自治会や地域の各種団体や企業を含めたコミュニティを「まちづくり協議会」として位置付け、本補助金をまちづくり協議会の基本的活動の原資とすべく支援をしてきた。当該事業において他収入が見込まれる場合、その収入は団体活動の事業規模拡大に充てられており、また本市としても地域活動の活性化に資するものとして容認しているものである。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	59	R2	補助金として維持するのであれば、実施要綱において、補助金の額を、補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いた額を基準にして算定する定めを設けるべきであると言わざるを得ない。それがどうしても無理であれば、もはや補助金として維持することはできないので、負担金又は交付金に変更することが望ましい。負担金又は交付金に変更したとしても、公金の適切な支出となるような制度及び手続にし、審査しなければならぬことは言うまでもない(意見)。	R3	地域活動は、住民福祉の向上を図る目的で、地域住民が協力して行うコミュニティ活動である。その活動は、地域の特性を生かした創意工夫によりさまざまな態様があり、また年間を通じて多様な活動が恒常的に展開される。本補助金は、そうした社会的役割を担う地域コミュニティの維持及び活性化を含む地域活動全般に対する支援であり、意見の「補助対象経費から負担金、協賛金その他の収入を除いて補助金の額を算定する」趣旨にはなじまない。負担金や交付金への見直しについては、将来的な都市内分権構想の推進とあわせて、全庁的・各分野にまたがる地域への補助金等の整理・一括化という方向性で検討するものである一方、都市内分権制度の進捗は、そこまでの成熟に至っておらず、検討時期を含め慎重に考えていく。
「市民と行政の協働のもとに、防犯・防災、環境保全など社会や地域課題の解決に向けて取り組み、快適で魅力ある地域を実現する」という目的の補助金なのであるから、その活動や成果は、地域ごとに異なるはずである。措置状況にも、「各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。」「まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。」と書かれている。まちづくり協議会ごとに、適切に評価したことのわかる記録を作成すべきである。	指摘	提出された実績報告書、出納簿、領収書等をもとに、適正な支出であるかを確認するとともに、活動の内容が事業計画やコンパクトに合ったものであるか、または、まちづくりビジョンの達成に近づくものとなっているか、など交付目的に適合しているかの評価を行っている。なお、評価記録を令和5年度に作成した。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	60	H23	活動実績、成果を適切に評価した上で事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが望まれる(意見)。 確かに、まちづくり協議会は、快適で魅力ある地域を実現するために設置された協議会であり、住民自治基本条例第15項第2項のまちづくりに関する協議会に該当し、補助金という形で岐阜市の支援を受けることができるように見える。しかしながら、同項には「必要に応じて」という文言が記載されており、まちづくりに関する協議会に対し、無条件に支援が行われるわけではないと解される。したがって、住民自治基本条例第15条のみを根拠に補助金の評価を行うのではなく、地方自治法第232条の2における公益性を十分検討しなければならない。そのためには、まちづくり協議会の活動を明記した分権型協働コンパクトをもとにその活動実績、成果を適切に評価した上で、事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが必要である(意見)。	R3	本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。本補助金の趣旨を踏まえて、まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

対象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提出日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本欄頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
資源投入により算出した活動が「まちづくり協議会設立地区数」、もたらされた成果が「まちづくり協議会で実施される活動費」というのは、上記目的とまったく整合しておらず、明らかに不適切である。交付要綱で補助対象事業としている、まちづくり協議会が開催する総会その他市長が認める会合、まちづくり協議会の情報発信、協約によって定められた事業、まちづくり協議会の運営のそれぞれによって、交付目的がどのように達成されたのかを評価すべきである。	指摘	提出された実績報告書をもとに、活動の内容が事業計画やコンバクトに沿ったものであるか、または、まちづくりビジョンの達成に近づいているかなど交付目的に適合しているかの評価を行っている。 なお、評価記録を令和5年度に作成した。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	60	H23	活動実績、成果を適切に評価した上で事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが望まれる(意見)。 確かに、まちづくり協議会は、快適で魅力ある地域を実現するために設置された協議会であり、住民自治基本条例第15項第2項のまちづくりに関する協議会に該当し、補助金という形で岐阜市の支援を受けることができるように見える。しかしながら、同項には「必要に応じて」という文言が記載されており、まちづくりに関する協議会に対し、無条件に支援が行われるわけではないと解される。したがって、住民自治基本条例第15条のみを根拠に補助金の評価を行うのではなく、地方自治法第232条の2における公益性を十分検討しなければならない。そのためには、まちづくり協議会の活動を明記した分種型協働コンバクトをもとにその活動実績、成果を適切に評価した上で、事務事業評価の実施及び本補助金の執行に当たることが必要である(意見)。	R3	本補助金は、地域のコミュニティの維持継続及び活動活性化を目的としているが、各地域の活動には個性があり、象徴となる活動も異なっている状況がある。本補助金の趣旨を踏まえて、まちづくり協議会の事業計画記載の各事業が目的に適合しているか、要綱に定める支出科目を踏まえた適正な支出であるかについて適切に評価していく。
問題は、その各部会の活動と、上記各団体の活動が別々にあり、各々補助金の交付が上記各団体になされているため、事務に無駄が生じているということ、及び、それらの補助金が、補助金交付規則、補助金ガイドラインなどに照らして、補助金としての適切さに疑問があるということである。自治会連合会との関係性が最も強い市民活動交流センターが主体となって、自ら所管する、自治会連合会に対する補助金、まちづくり協議会に対する地域力創生補助金だけではなく、上記の他の所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置をするように支援すべきである。地区敬老会について、高齢福祉課が中核市の調査を行ったところ、前橋市は、「行政連絡事務事業」「高齢者地域交流事業」「環境美化活動等に伴う事務事業」「生涯学習奨励事務事業」のいずれかの事業費として使用できる「自治会一括交付金」を交付しているとのことで、参考になる。	指摘	一括交付金の導入については、地域の実情に応じた課題解決に地域が主体的に取り組むうえで有効な施策であり、本市としても導入を進めるべく研究している。一方で、地域側の考えとして、地域の担い手不足等が進行するなか、その導入でさらなる地域の負担増を招くのではないかなど意見も出ている。 現在、自治会加入率は約53%まで低下し、また自治会をはじめ各種団体等の地域の担い手不足が喫緊の課題となっている。この課題に対処するため地域コミュニティ活動支援に専従する職員を今年度2名配置した。 この職員が地域活動に積極的に関わることで、地域役員らの負担軽減を図るとともに、地域が行っている活動の整理統合や経理業務の一元化を促進することをこの職員の主任務としている。特に持続可能な地域活動の実現には、地域住民の中で事務局機能を担う人材の育成確保が不可欠であり、支援活動を通じて地域コミュニティの強化を図ることで、一括交付金等制度の導入可能な体制作りを進めていく。 なお、これらの取り組みを踏まえ、協働のまちづくり推進計画2023-2027期間中に整理を行い、次期計画策定時に、一括交付金等制度の導入も含め地域コミュニティの理想的なあり方の実現を目指す。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	65	H13	同一団体に対して、各種の補助が行われているケースについて、統合して支出することを検討されてはどうかと考えます。 例えば、自治会連合会および自治会に対する補助金は、市長室から自治会連合会運営費補助金、総合企画部から都市美化推進連絡協議会補助金、消防本部の自主防災組織及び市民消防隊補助金、防災訓練補助金、教育委員会事務局の新成人を祝い助ます会運営補助金、岐阜市自治公民館連絡協議会運営費補助金、地域体育振興会運営費補助金等がありますが、それぞれが少額の運営費補助金であり、補助金交付にあたっての申請書、内部決裁、実績報告書の徴収、交付決定通知等のそれぞれの事務処理負担軽減のためにも検討されてはどうかと考えます。	R3	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会により組織される自治会連合会は極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を進めるためには、重要な団体であるので、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。
自治会連絡協議会の活動としては、会議、他の大会への参加、研修会の実施、自治会長大会の実施(記念品授与)、ホームページの運営、自治会百科事典の作成などである。自治会連合会会長が集まってこのような活動をするということについて、どのような必要があるのか、それによりどのような成果が得られているのか、その経費のほとんどを補助している(実質委託のよう)ことは適切といえるのか、各々の活動ごとに、検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。	指摘	自治会連絡協議会は地区間の連携や他地区の情報収集、市の業務の周知のほか、地域活動への功労者表彰など、地域活動を実施するための重要な役割を担う組織であり、その運営を市が支援することが必要である。各事業については、実績報告書及び成果品等により効果を確認している。 なお、事業評価を令和5年度に作成した。	○	市民協働推進部	市民活動交流センター	70	H13	補助金算定根拠が明確ではなく、前年同額の補助金となっています。又、協議会の収支については、収入の90%が岐阜市からの補助金となっており、検討が必要と考えます。	H24	自治会は、住民自治基本条例で位置付けがなされ、また条例で岐阜市が支援することが規定されており、地域における課題の解決や安全・安心な環境を築く重要な役割を担っており、自治会連合会の会長で組織されている岐阜市自治会連絡協議会は、極めて公益性が高い団体である。本市の主要な施策を行うためには、重要な団体であるため、今後も事業補助に切り替えるべきではなく、団体育成補助として行っていく。また、具体的な費用については、要領等を作成することを含め検討していく。
各公民館の改修計画には、各公民館の利用状況(将来の予測も含む)及び運営コストの観点も採り入れるべきである。	指摘	施設建替えに際しては、現施設の耐震強度や土砂災害時の危険度を考慮、また公民館単独の更新は他の公共施設との合築建替えよりも明らかに有利となる場合を除いては、更新の延命改修とする方針である。 なお、延命改修に際しては、単に建築年次にとどまらず、実際の傷み具合やその維持に伴う運営コスト、利用者の高齢化に伴うリフォームや2階建て公民館への昇降機等設置要望を踏まえ、令和6年度中に見直す。 現在ある公民館個別施設計画を踏まえつつ、令和6年度に施設の健全度が比較的に劣る公民館を中心に現地調査を行う予定である。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	118	H24	各公民館のコストの把握について、更新の検討に利用するため、各公民館の総コストを把握すべきである(指摘)。 費用対効果が高い公民館から優先的に更新することが適切である。そのためには、公民館ごとの費用及び効果を測定するため、公民館の利用状況のみならず公民館運営のコストも把握が必要がある。その場合は、設備投資に係る費用である減価償却費やその他の関連経費を含めた総コストを把握することが必要である。したがって、公民館ごとの支出のみならず、減価償却等を含めた総コストを把握することが必要である(指摘)。 また、現在、公民館の収支状況や利用状況について情報公開がされていない。今後の公民館のあり方や、整理統合等に関する問題を、市民が判断するためにも、各公民館の収支状況等について開示していくことが必要である(指摘)。	H26	現公民館の耐用年数を概ね50年又は60年とした場合において改修が必要となる公民館及び近年の改築実績を踏まえた概算コストについて整理した。今後、これを踏まえ、単年度あたりの財政負担の平準化に留意し、さらに学校との合築なども含めて、計画的で効率的かつ効果的な改築の実施に資する。
「社会教育施設としての意義や本市の特性等」というだけでは、監査の結果で提示された問題意識に対して答えたことにならない。「将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば」を書かれているが、監査の結果では、見直しの必要が生じているとされている。監査の結果で提示された問題意識に対して、どのように検討し、どのような根拠で結論を導き出したのかを明らかにした記録を作成すべきである。	指摘	地域活動の拠点としての機能を持たせており、福祉・防災・まちづくり等の活動により使用する場合は減免とすることに問題は無いと考えている。 一方、社会教育の学びの場としてのサークル活動については、他の生涯学習施設との整合を図るという観点からも、今年度、R7年度に向けた使用料改定についての市全体の改定の考え方が示されていることを踏まえ、その基準にあわせて整理していく。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	121	H24	使用料減免制度のあり方について検討することが望ましい(意見)。 公民館登録団体として登録されたクラブ・サークルの活動であることをもって、全額免除することは、「使用料算定基準」の原則的な扱いに沿わない可能性がある。公民館登録団体は10名以上という定めがあることから、公民館利用者の1人当たりの1回の使用料は最大で130円と少額であること、公民館と同様の目的で使用されているコミュニティセンターの使用料は減免されていないが利用率は公民館よりも高いことから、使用料を減免することによって公民館の利用率が大きく向上しているとは考えにくい。 使用料を減免する効果がないのであれば、受益者負担の原則の例外とする必要がないと考えられるため、使用料の免除のあり方について検討することが必要であるとする(意見)。	H30	公民館の今後のあり方については、社会教育施設としての意義や本市の特性等をかんがみ、当面現行制度を維持しつつ、地域コミュニティ拠点として地域との更なる連携強化を図っていくとの方針を、関係部局と協議の上で決定した。将来、現行の公民館制度の見直し等の必要が生じれば、料金体系を含めた管理体制のあり方をあらためて検討する。
柳津公民館の使用料についても、監査の結果に従い、他の公民館と同様するよう見直すべきである。	指摘	柳津公民館については、名称が「公民館」ではあるものの旧岐阜市の公民館と比べ、使用料の前提となる施設の部屋数・規模や利用方法、また職員の配置、勤務時間、管理体制など相違点が多く、合併協定書に基づき使用料については、旧来のものを引き継いでおり、現行施設のまま他地区と使用料の額を揃える見直しは困難と考えている。 地域活動の拠点としての機能を持たせており、福祉・防災・まちづくり等の活動により使用する場合は減免とすることに問題は無いと考えている。 一方、社会教育の学びの場としてのサークル活動については、他の生涯学習施設との整合を図るという観点からも、今年度、R7年度に向けた使用料改定についての市全体の改定の考え方が示されていることを踏まえ、その基準にあわせて改定を進めていく。 将来的には、かなり老朽化が進んでいる現行施設の改築方針等の検討に際し、施設規模や管理運用を他地区の公民館と揃えたものにしていく過程で根本的な見直しを行うものと考えている。	×	市民協働推進部	市民活動交流センター	122	H24	柳津公民館の使用料及び減免の取り扱いについて、他の公民館における取り扱いとの調整を図るべきである(指摘)。	H28	柳津公民館に係る減免制度の取り扱いについては、合併調整期間満了を機に、平成28年度から他の公民館と同様とするよう制度運用の見直しを行った。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

- 、△、×のいずれかを記入
- :措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検討中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したものの

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。										
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況
措置状況報告書は、地区の人口規模に応じるとする内規に基づくだけでなく、監査の結果には応えていない。監査の結果は、それを前提に、人口だけにとらわれず、具体的な利用状況、類似の利用がなされている公共施設と併せて、更新計画を検討する必要を述べているのである。しかし、市は、岐阜市公共施設等総合管理計画からも明らかに、施設類型ごとに方針を立てており、類似の機能を持っている施設を横断的に検討することをしていない。監査の結果に使い、公民館と類似の機能を持っている施設を横断的に分析、検討した上で、改修計画を見直すべきである。	指摘	施設建替えに際しては、現施設の耐震強度や土砂災害時の危険度を考慮、また公民館単独の更新は他の公共施設との合築建替えよりも明らかに有利となる場合を除いて行わず、更なる延命改修とする方針である。なお、延命改修に際しては、単に建築年次にとどまらず、実際の傷み具合やその維持に伴う運営コスト、利用者の高齢化に伴うリフォームや2階建て公民館への昇降機等設置要望を踏まえ、令和6年度中に見直す。現在ある公民館個別施設計画を踏まえつつ、令和6年度に施設の健全度が比較的に劣る公民館を中心に現地調査を行う予定である。	△	市民協働推進部	市民活動交流センター	123	H24	公民館の規模について、利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの削減に努めることが望ましい(意見)。 公民館が低利用となった原因となっている下記の3つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はないものと考えられ、改築ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の削減に努めることが必要な処置であると考えられる(意見)。 ①コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとることで、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないところも出てくるものと考えられる。 ②公民館の周辺に小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。 ③地区人口が少ないとしても、人口に見合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。	H25	公民館を改築するにあたっては、公民館が所在する地区の人口を基本として算定した基準を内規で定めていることから、これに基づいて改築後の公民館の面積を設定することになる。また、改築にあたっては、財政状況を勘案し、実効性や効率性等にも留意した上で学校との合築などの手法も採り入れている。
公民館をコミュニティセンターに移行する取組みは、全国各地で行われている。公民館は災害時の避難所としての利用価値があることであるが、そうであるならば、なおさらコミュニティセンター化するほうが望ましいということになる。類似の機能を発揮している施設が、それぞれ設置されると、それぞれに指定管理者が置かれるなど、非効率的で、余計な費用がかかってしまうと考えられる。例えば、長岡市は、生涯学習、福祉健康、子ども若者支援、まちづくりをひとまとめにした地域のコミュニティ組織が運営するコミュニティセンターを開設している。地域コミュニティに関する施設を所管する部署が一室に会し、施設の設置、運営のあり方について協議検討を行い、その経過資料を作成し保管すべきである。	指摘	現在の地区公民館の運営に際しては、その利用目的等を考慮し、最も信頼できる運営方法を採用する。 公民館施設のあり方について、その改築に際しては他の公共施設との合築も検討課題としていくが、地区ごとに公共施設の配置状況が異なる等の事情から、全市統一的な合築施設のあり方をあらかじめ方針づけることは困難である。個々の改築事業ごとに、公共施設等マネジメント推進委員会に諮りながら検討していく。 現在は、危険区域に立地する一部地区の公民館を除き、当面改築ではなく、現行施設の長寿命化を図る改修に取り組んでいく。 なお、将来的に指摘事例のような複合施設を開設する際には、関係部署と協議の上、適切に対応を行う。	×	市民協働推進部	市民活動交流センター	123	H24	公民館の規模について、利用状況に鑑みれば、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はない公民館もあるため、他の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新コストの削減に努めることが望ましい(意見)。 公民館が低利用となった原因となっている下記の3つの理由により、必ずしも公民館を現在の規模で更新する必要はないものと考えられ、改築ではなく、他の既存の公共施設の空き室を利用する等といった対応により、更新投資額の削減に努めることが必要な処置であると考えられる(意見)。 ①コミュニティセンターとの間で、利用にあたっての連携をとることで、サービスの重複が解消されれば、公民館について現在の規模での運営が必要ではないところも出てくるものと考えられる。 ②公民館の周辺に小学校等、生涯学習や会合のために利用、代替できる施設が存在するならば、公民館は現在の規模で更新する必要はないものと考えられる。 ③地区人口が少ないとしても、人口に見合った規模の施設であれば、低利用率という状況は生じないものと考えられるため、更新にあたっては規模に配慮することや、近隣の公民館との統合も考慮すべき事項と考えられる。	H25	公民館を改築するにあたっては、公民館が所在する地区の人口を基本として算定した基準を内規で定めていることから、これに基づいて改築後の公民館の面積を設定することになる。また、改築にあたっては、財政状況を勘案し、実効性や効率性等にも留意した上で学校との合築などの手法も採り入れている。
備品台帳の一斉点検をして把握することが望ましいとの意見に対して、登録確認を行うよう通知したというだけでは、措置済ではない。備品台帳の一斉点検をして初めて、措置済とすべきである。各学校による突合とその結果報告をもって備品台帳の一斉点検とするのであれば、各学校からの報告が形式的なものに留まることなく、教育委員会が備品台帳の一斉点検を行ったのと同じ効果を有する程度に実質的なものにすべきである。	指摘	各学校から備品一斉点検報告書を受取り、現地確認や指導等を要すると判断した学校については、訪問により確認及び指導を行った。	○	教育委員会	教育政策課	107	R1	市が主導になって、備品台帳の一斉点検をして、どのくらい物品が所在不明なのかを把握することが望ましい(意見)。	R2	各学校(園)に改めて、備品台帳への登録確認を行うよう通知した。
費用の支払方法を変えたとしても、その支出の必要性、有効性が認められなければならないことには変わりがない。このように、なすべきことを回避するような姿勢は大いに問題である。支出の必要性、有効性が認められると判断した根拠を記録に残すべきである。なお、市の考えている効果は、果たして市民に理解されるものかどうか、再考していただきたい。	指摘	実施した各学校において、参加した児童生徒の振り返りには、「岐阜の伝統文化について知ることができた。」「伝統文化を継承していきたい。」という記述が多く見られた。しかし、本年度は当初より記述式という調査方法としたため明確に数値的な検証ができなかった。次年度は、本年度の記述式調査で得た内容を生かして調査内容を精査し、具体的な選択肢を示すよう準備を進めていく。また、来年度は多くの学校が本事業の実施を5、6月に設定するため、本事業を体験した直後にアンケートを実施し、より精緻な検証とする。 また、『ぎふMIRAI's』における学習につなげるため、各学校の担当者による『ぎふMIRAI's』の実践交流を行った。今後、来年度の『ぎふMIRAI's』の実践も含め、「ふるさと大好き鶴岡事業」の効果を担当者レベルで検証する。	△	教育委員会	学校指導課	91	R2	「小学生に鶴岡観覧を体験させる」という手段と「ふるさとを理解し、愛する心を養う」という交付目的に照らし、補助目的を踏まえた費用対効果を検証し、その検証結果に基づき補助効果が高いと判断できるかどうか、その効果の程度を評価し、現在の補助金の妥当性を判断し、その記録を残すべきである(指摘)。	R3	令和4年度より、教育委員会から費用の一部を鶴岡観覧船事務所に直接支払う方法に改めた。
措置状況では、食材を学校毎に購入するよりと書かれているが、岐阜市学校給食会を通じて購入する場合だけでなく、市が直接業者から調達する場合であっても、学校毎に購入するより効率的かつ経済的であるという観点でいえば変わらないのであるから、それだけをもって学校給食会に対する補助の必要性が認められることにはならない。役員報酬をはじめとする学校給食会の運営に係る経費は、学校給食会という法人が存在することによって発生するものである。学校給食会が存在しなければ発生しない費用、保護者が負担しなくても済む費用である。少なくとも学校給食会が存在することによって発生する経費を保護者に負担させている現状を検討する必要があることは、市も認識していると考えられる。保護者に負担させないこととすると、学校給食会には自主財源がないのが現状であるので、市から約2300万円を提出して学校給食会を運営維持させるしかない。学校給食会を存在させることによって発生する経費と、学校給食会を存在させない場合に発生する費用を具体的に算出し、緻密に分析した上で、物資調達の方法、学校給食会のあり方、学校給食会に対する補助のあり方について、総合的かつ具体的に見直し、その検討過程を記録に残すべきである。	指摘	学校給食会は、教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施や食育の推進を支援することにより、児童生徒等の心身の健全な発達に寄与するなど、公益性が高い事業を実施している。具体的な取組として、 ・教員、PTA、保健所職員等で構成する「物資調達委員会」による食材の選定 ・納品前の品質検査の実施等 ・安全安心で良質な食材の提供に加え、 ・栄養教諭等による食育推進に関する研究会への助成 ・市内産・県内産の食材調達による地産地消の推進等、 豊かな人間性を育む基礎となる食育を支援している。 こうした同会の取組は、本市が目指す安全安心でおいしい給食の提供や、学校給食での地産地消の推進に繋がっており、児童生徒等における食への理解と感謝の心を育むことに寄与している。 より効率的な食材調達方法等を検討する観点から、他市事例も参考にしながら、指摘事項について総合的に比較検討を行い、令和7年度を目途として現行の調達方法等に関して検証していく。	△	教育委員会	学校給食課	109	H22	補助金の対象となる職員の人件費に対して、補助の根拠となる計算式が明確になっておらず、また、これまでの補助金額が一定金額で推移してきたことから、見直しが十分に行われてきたとはいえなかった(意見)。	H23	学校給食会による給食物資の一括購入は、学校間での給食の質を均一化するとともに、食材を学校毎に単独購入するより効率的かつ経済的であることから、これを実施するための学校給食会への補助は必要だと判断している。また、補助金額については、市の予算の範囲内において設定しているが、他都市の状況も調査し、引き続き検討をしていく。

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況
監査実施年度	令和4年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日

- 、△、×のいずれかを記入
- :措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
- △:検 討 中 検討中のもの
- ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年度末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
128	71	18	217

										<参考> ※令和4年度の監査は、過去の監査結果への措置状況がテーマであるため、以下に参考として、過去の内容を記載する。		
指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁	年度	過去の指摘・意見の内容	年度	過去の措置状況		
<p>公会計化の課題を検討することはもちろんのことであるが、それだけだと否定的な方向にしか向かわない。それ以前に、現状の課題や問題点を詳細に把握し、その解決方法を検討し、その経過を資料として残すべきである。文部科学省の「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も、平成30年度に実施した「学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に関する調査研究」を踏まえたものである。また、令和3年2月付け「学校給食費の公会計化の推進と学校徴収金の在り方について」について、どのように考え、どのように取り扱うのかも、明らかにすべきである。そのうえで、何年も調査研究を継続するのではなく、スケジュールを立てて集中的に検討し、適切な時期までに明確な方針を決定し、改善策を実施していくべきである。</p>	指摘	<p>自治体の給食費の公会計化の現状について、令和5年度に公表された文科省の調査結果では、回答があった1,493自治体のうち「実施している」のは519自治体、「実施を予定していない」のは520自治体とほぼ同数の結果になっている。実施を予定していない自治体に共通する課題は、「業務システムの導入及び運用に関するコスト」や「人員の確保」などがあげられており、本市でもこれらを解決すべき課題と認識している。</p> <p>今後は、国の給食費無償化の動向を踏まえつつ、本市の課題に対する現在の状況を把握するとともに、先行事例および新たに制度を導入する自治体に対し、人員や組織体制などの人件費やシステムに関する経費あるいは導入後の成果などを調査・研究し、令和7年度を目途に公会計化に関する方針を決定する。</p>	△	教育委員会	学校給食課	115	H26	<p>学校給食費について、私会計を採用することは、違法とまではいえないと考えるが(横浜地方裁判所平成26年1月30日判決においては、学校給食法は、会計制度につき公会計、私会計のいずれかを採るか地方公共団体の裁量に委ねていることから市が私会計を採用することは違法ではないと述べる)。また、公会計導入にはコストの問題もあろう。しかしながら、各校長の負担、未払学校給食費の強制的徴収が事実上できないといった観点からは、私会計のデメリットは大きいと考える。公会計にすれば、市は、学校給食費の徴収責任主体として、必要な措置を講じなければならない(地方自治法第240条第2項参照)。法的措置も視野に入れることで、保護者間の不公平感をなくす対策を実際に講じることが可能となる。昨今、公会計を導入したり、あるいは、導入に向けて動いたりしている自治体が多く見られるところでもある。以上より、市は、学校給食費の公会計導入学校給食費の公会計導入を検討すべきである(指摘)。</p>	R3	<p>公会計化に伴う諸課題について、先行自治体の事例調査や関係 部局との協議等を行うなど、調査・研究を行っている。</p>		
<p>公募しているにもかかわらず、依然として新たな申請がないのは、やはり、要件が実情に見合っていないこと、広報が不足していることが原因である。市が新たな申請がないことを問題視しないのであれば、市としては、本補助金を既存の団体にしか交付するつもりがないにもかかわらず、建前上、交付対象団体を限定せず公募しているだけと受け取らざるを得ない。本補助金によって、市内においてボランティア活動、地域貢献活動又は青少年の健全育成に寄与する活動を行っている団体を支援して、青少年の健全育成を図るつもりが本当にあるのであれば、新たな補助金交付団体が生まれるよう、要件や広報のあり方を見直すべきである。もし見直しをしないのであれば、説明責任、透明化の観点から、青少年各種団体運営費補助金などといったあたかも間口を広げていくかのような名称にするのではなく、実態に即して、特定の団体を支援する補助金であることを明らかにすべきである。</p>	指摘	<p>学校(教育委員会)と保護者間の連絡網をデジタル化した「スマート連絡帳」において、令和6年度から、該当する団体があった場合は知らせていただくよう連絡する予定である。</p>	△	教育委員会	社会・青少年教育課	55	R2	<p>市のホームページにおいて公募しているにもかかわらず新たな申請がないのは、補助金交付対象団体の要件が実情に見合っていない可能性も考えられる。補助金交付対象団体の要件や広報の在り方について再検討することが望ましい(意見)。</p>	R3	<p>要件は青少年の健全育成という目的に対し設定されている。また広報について、担当課のホームページだけではなく、行財政改革課の補助金一覧のホームページにも掲載した。</p>		
<p>市としては、岐阜市住民自治基本条例にもあるように、地域の特性を生かして、地域が主体的に活動することを求めているはずである。二十歳のつどいをどのような形で行うのか、記念品はどうするのかなど、各地域の自主性を尊重することにしている。そうであれば、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである。公平性という意味でいえば、20歳となる青年一人当たり交付される補助金額を揃えるのではなく、20歳となる青年一人当たりが受けることのできる効果(受益)を揃えるべきである。その意味でも、開催に要する費用を基準とするほうが適切であると考ええる。対象者の人数によって開催に要する費用が変わると考えられるため、上限額を一律に設定するのではなく、これくらいの人数であれば標準的にどれくらいの経費が必要になるのか、市として、最低限どれくらいの経費で実施してもらいたいのかを算定した上で、対象者が何人から何人までの地域は上限額をいくらとするというように、段階的に設定することがよいのではないかと考える。</p> <p>また、市民活動交流センターなど自治会連合会や関連団体に補助金を交付している所管課とともに、事業に要する経費を補助する補助金を交付することが適切であるものなのか、地域の世帯数に応じて公金を交付することが適切であると合理的な説明がつくものなのかを分析整理した上で、前者は事業補助として、後者は統合して(補助金、負担金又は交付金、委託料など)、まちづくり協議会に対して交付することを検討し、その検討内容及び結果を記録に残しておくべきである。なお、まちづくり協議会が設置されていない自治会連合会については、設置するように支援すべきである。</p>	指摘	<p>各地域の取支について、実績報告書を元に開催方式、イベント、特色、記念品等について整理・分析した。結果として、20歳の若者の受益は、「式典への参加」そのもの、「記念品」であるため、会場費等の固定費、事務費や記念品費等の変動費に分けて分析し、検討した結果、「30000円+対象者1人あたり1500円」による補助により、固定費、変動費の一定程度をカバーするものとなり、20歳の若者の受益が公平となると判断した。</p> <p>まちづくり協議会に対しての各補助金の交付については、市民活動交流センターが取り纏めとなるため、各補助金の監査等の際、各補助金の監査等の際に検討をお願いした。</p>	×	教育委員会	社会・青少年教育課	77	R2	<p>各自治会連合会の提出する予算書は、この交付額の収入ありきで作られており、支出額の合計額に比して不足する分を、自治会連合会の負担金(自己資金)で賄っている形となっている。</p> <p>補助対象事業を新成人を祝い励ます会の開催として補助金を交付するのであれば、各自治会の対象者の数を基に一律に補助金を算出するのではなく、開催に要する費用を積算させた予算書に基づき、補助対象経費の該当性を審査し、補助金の額を算定すべきである(指摘)。</p>	R3	<p>開催に要する費用を積算させた場合、各自治会連合会によって内容の差異から自己負担額に大きく差が出ることから、従来どおり一律で算出交付するものとする。</p>		